

議 事 日 程 第 5 号

令和5年6月16日（金）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 議第45号 令和5年度米沢市一般会計補正予算（第4号）

日程第3 議第46号 令和5年度米沢市水道事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程第5号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1番	佐野洋平	議員	2番	成澤和音	議員
3番	高橋千夏	議員	4番	関谷幸子	議員
5番	高橋英夫	議員	6番	高橋壽	議員
7番	小久保広信	議員	8番	影澤政夫	議員
9番	山村明	議員	10番	堤郁雄	議員
11番	植松美穂	議員	12番	古山悠生	議員
13番	島貫宏幸	議員	14番	木村芳浩	議員
15番	相田克平	議員	16番	遠藤隆一	議員
17番	太田克典	議員	18番	我妻徳雄	議員
19番	山田富佐子	議員	20番	佐藤弘司	議員
21番	鳥海隆太	議員	22番	島軒純一	議員
23番	齋藤千恵子	議員	24番	工藤正雄	議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市長	中川 勝	副市長	大河原 真樹
総務部長	神保 朋之	企画調整部長	遠藤 直樹
市民環境部長	佐藤 明彦	健康福祉部長	山口 恵美子
産業部長	安部 晃市	建設部長	吉田 晋平
上下水道部長	安部 道夫	病院事業管理者	渡邊 孝男
市立病院事務局長	和田 晋	総務課長	高橋 貞義
財政課長	土田 淳	政策企画課長	伊藤 昌明
教育長	土屋 宏	教育管理部長	森谷 幸彦
教育指導部長	山口 玲子	選挙管理委員会委員長	玉橋 博幸
選挙管理委員会事務局長	佐藤 幸助	代表監査委員	志賀 秀樹
監査委員事務局長	佐藤 徹	農業委員会会長	伊藤 精司
農業委員会事務局長	小田 浩昭		

出席した事務局職員職氏名

事務局長	栗林 美佐子	事務局次長	細谷 晃
議事調査主査	曾根 浩司	主任	齋藤 舞有
主任	黒金 正澄		

午前10時00分 開 議

○相田克平議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第5号により進めます。

.....

日程第1 一般質問

○相田克平議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

一つ、出産・子育て応援事業のさらなる充実を図るべきではないか外1点、7番小久保広信議員。

〔7番小久保広信議員登壇〕（拍手）

○7番（小久保広信議員） おはようございます。

市民平和クラブの小久保です。

一般質問も最終日になりました。今回、中日に休みがあったのですが、月曜日から始まって金曜日という長丁場だったなと思っております。中日が休みだったとしても、当局の皆さんもお疲れだと思いますが、真摯で前向きな答弁をお願いして、私からの一般質問を始めていきたいと思えます。

まず初めに、大項目の1番目、出産・子育て応援事業のさらなる充実を図るべきではないかについて伺いをいたします。

6月2日に厚生労働省は、2022年の人口動態統計の概数を発表しました。女性1人が生涯に産む子供の推定人数である合計特殊出生率が1.26と、2005年に並び過去最低になりました。出生数は77万747人で、1899年の統計開始以来、初の80万人台割れとなったという報道がありました。

山形県が、厚生労働省の人口動態統計に基づく県内の2022年の概数を公表しました。婚姻数は、3,184組の前年比202組減で5年連続、出生数は、5,674人の前年比224人減で14年連続の減少となり、

いずれも過去最低となりました。山形県の合計特殊出生率は、全国29位の1.32だったと報道がありました。

さらに、内閣府の統計で、日本で生まれる子供の数が減り続けた結果、2025年頃からは20代の人口が急激に少なくなると分かっています。つまり、結婚や出産する年代の人数がますます減る中、低い出生率のままだと、さらに急激に人口減少が進むことになってしまいます。まさに、今ここで少子化対策、子育て支援策をしっかりと行っていかなければならない、そういった状況にあると言えます。

子育て支援には、伴走型支援が重要だと言われています。伴走型支援とは、妊娠期から出産・産後、育児期の段階に応じて、全ての妊婦や子育て家庭に寄り添った身近な支援体制のことで、各段階できめ細かく関わることで、困っている妊婦や子育て中の親に対し、ニーズに即した支援を切れ目なく届けるのが目的です。

妊娠期では、保健師などによる面談を通じ、出産までの見通しを立てます。さらに、子育てガイドを基に、出産時や出産後のサービスの利用、手続を一緒に確認、夫の育休取得の推進なども提案されています。

出産・産後の面談では、子育て世代の仲間づくりの場の紹介や保育所の入所案内などを行い、子育て期では、子育て関連情報発信やオンライン面談など、気軽に相談できる体制を継続することが大切です。

相談の実施主体は、子育て世代包括支援センターや、民間の地域子育て支援拠点などが想定されています。

このような体制を充実させる背景には、妊婦や親の孤立が挙げられています。今の子育て家庭の多くは、祖父母と離れて暮らす核家族の割合が高く、子育てを手伝う身近な人がいないことから、子育て負担が大きくなっています。

心身にストレスを抱えた状態が続けば、虐待な

どに発展するリスクもあり、深刻な事態に陥る前に適切な支援を行うことが必要です。このため、伴走型相談支援が重視されています。

全ての妊婦・子育て世代の方々が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで切れ目なく身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型支援の充実を図ることが必要です。

本市は、妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から子育てまで一貫した伴走型の相談支援と経済的支援を組み合わせた事業を実施するとしていますが、その具体的な内容をお伺いし、さらに、伴走型支援の充実を図るための施策が必要だと思えます。

早速、小項目の1番目の伴走型支援の具体的な事業はどうなっているのかについてお伺いします。

伴走型支援として、妊娠届出時・妊娠8か月頃・出産後（赤ちゃん訪問）において、アンケートやサポートガイド、情報誌を活用し、出産・育児の見通しと一緒に確認するための面談や継続的な情報発信を行い、必要な支援につないでいくとしていますが、具体的にどのような施策を実施しているのかお伺いいたします。

次に、伴走型相談支援では、相談の実施主体は、子育て世代包括支援センターや民間の地域子育て支援拠点などが想定されています。

本市は、健康課内の子育て世代包括支援センターで、母子保健コーディネーターである保健師、助産師が、妊娠・出産・育児についての疑問・不安・悩みについて一緒に考え、妊婦さんや産婦さんの気持ちに寄り添ってサポートをしています。

さらに本市は、アクティー米沢を改修して、屋内遊戯施設を整備することで、子供たちが天候に左右されない施設において、遊びを通じて体を動かし、子供同士や親子などで交流できる場所を確保する子育て世代活動支援センターを整備としています。

初めに、子育て世代活動支援センターの役割に

ついてお伺いします。どのような役割を担い、活動を行っていくのかお伺いします。

運営の基本方針で、米沢市子育て世代活動支援センターは、児童及び保護者が使用できる遊び場及び交流の場を提供することにより、子育て環境の充実を図るとともに、市民福祉の向上に寄与することを目的として設置された公の施設であり、当該施設の運営を通じて次のことを目標とするものですとして、「ア 子どもたちがのびのびと身体を動かすことができる場を提供すること。イ 親子で交流できる機会を創出すること。ウ 子育て情報を発信し、子育て支援の充実を図ること」としています。具体的な役割や活動をどう行っていくのかお伺いいたします。

また、この子育て世代活動支援センターの指定管理者の管理運営に関する仕様書によれば、管理運営上の留意事項で、人材の配置等に関する事項で、「イ 教諭（小学校・中学校・幼稚園）、保育士、社会教育主事のいずれかの資格保有者を1名配置します」とされていますが、このような資格を持つ専門家がきちんと配置できるのでしょうか、お伺いします。また、何人の職員が配置されるのでしょうか、併せてお伺いいたします。

子育て世代活動支援センターの役割と、子育て世代包括支援センターの役割分担はどうなっているのでしょうか。また、連携はどのようにされるのでしょうか。おのおのが別々に活動するのでしょうか、お伺いいたします。

次に、経済的支援の具体的な事業はどうなっているのかについてお伺いいたします。

経済的支援として、出産育児関連用品の購入、子育て支援サービスの利用負担の軽減を図るため、妊娠届出後に5万円の出産応援ギフトを、赤ちゃん訪問後に5万円の子育て応援ギフトを給付としています。

さらに、現金に代わるクーポンの利用は、県の動向を見ながら検討するとしていますが、どのようなものが贈られているのでしょうか。クーポン

の利用は行われているのかお伺いいたします。

4点目の、乳児見守り訪問を行うおむつ定期便事業を行ってはどうかについてお伺いします。

0歳児養育世帯は、子育てに最も不安を感じており、外出が困難であることから周囲に支援を求めにくく、地域で孤立する傾向にあること、虐待の重篤な事例が最も多い時期であるため、毎月、赤ちゃん用品を自宅に配達し、定期的に家庭に関わり、見守りを行うことで、育児に関する不安や悩み、心配といった育児負担を軽減すること、また、必要な支援を早期に行う体制の構築を図ることが必要です。

全国市議会議長会の全国都市の特色ある施策集では、乳児の見守りを目的に、紙おむつ定期便事業を行っている市は、石川県小松市、滋賀県甲賀市、兵庫県明石市があります。内容は、生後3か月から1歳の赤ちゃんを養育する家庭の子育ての精神的、経済的不安の軽減を図るため、見守り訪問と子育て支援情報の提供を行い、紙おむつを配達しています。

子育て経験のある見守り支援員が、0歳児の赤ちゃんのいる家庭の見守りと併せて、紙おむつなどを直接届けることで、経済的負担の軽減や見守りによる子育てへの不安の解消だけではなく、必要に応じて市の関連部署と連携し、支援につながることができています。

このような乳児見守り訪問を行うおむつ定期便事業を本市でも実施してはどうでしょうか、お伺いいたします。

大項目の2つ目、介護予防、健康づくり施策の充実をどう行っていくのかについてお伺いいたします。

2025年問題は、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、日本が超高齢社会になることに付随して起こる問題を指しています。

団塊の世代とは、1947年から1949年に生まれた世代を示しています。総務省の令和2年国勢調査の実施時点である2020年で596万人が該当するこ

とが分かっています。また、同調査では、75歳以上の人口が1,860万人で、総人口の14.7%に当たることが分かりました。

2025年には、75歳以上の人口が3,677万人に達する見込みで、これは、日本人の3.9人に1人が75歳以上という社会になることを指しています。このことにより、高齢者のいる世帯のうち7割が高齢者の独居、高齢者のみの世帯となります。また、認知症を患う高齢者が急増することも懸念されています。

本市でも高齢化が進み、いわゆる団塊の世代の人で、全てが後期高齢者に到達する2025年（令和7年）には、本市の高齢化率は34.0%に達することが見込まれています。3人に1人が高齢者という時代が間近に迫っています。

生活習慣病予防への取組の拡大、地域包括ケアシステムによる医療と介護の連携、在宅医療の促進などが必要です。

米沢市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画では、介護予防、健康づくり施策の充実が挙げられていますが、その内容と状況はどうなっているのかについてお伺いいたします。

まずは、介護予防、健康づくり施策はどうなっているのでしょうか。

米沢市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画では、介護予防把握事業（高齢者見守り訪問員の配置）、介護予防普及啓発事業（介護予防教室等の開催）、地域介護予防活動支援事業（住民主体の通いの場立ち上げ・継続支援、住民ボランティアの育成）、地域リハビリテーション活動支援事業（住民主体の通いの場への専門職派遣）などが主な事業として記載をされています。その実施状況はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

2つ目、介護予防推進員の活動内容と推進員の状況はどうなっているのかお伺いします。

介護予防推進員は、介護予防に関する一般的知識や効果的な運動を学び、地域において介護予防

のボランティア活動を実践する人材としています。

介護予防の中心的役割を果たす推進員は、具体的にどのような活動を行っているのでしょうか。また、推進員は何人程度を養成しようとしているのでしょうか、お伺いいたします。

最後に、脳はつらつ教室、体はつらつ教室、水中足腰しっかり教室の内容と参加者の状況はどうなっているのでしょうか。

最近、物忘れが多くなってきたという方にお勧めの認知症を予防するための教室で、認知症の話や誰でもできる能力アップ体操、ストレッチ、軽運動、簡単な物忘れテストを行う脳はつらつ教室、運動機能の向上を目的とした教室で、高齢期に大切な栄養と口腔機能向上について学ぶ体はつらつ教室、65歳からさらに輝くためのプールを利用した運動教室で、泳げなくとも水の中で膝や腰への負担を軽減しながら運動を行い、転倒予防や将来寝たきりにならないようにするための新しい介護予防教室の水中足腰しっかり教室の内容と、参加者の状況はどうなっているのかお伺いいたします。

また、今までのシューイチ体操倶楽部はどうなっていくのでしょうか。シューイチ体操は、今までどおりに各地区・各所で行っていくのでしょうか。脳はつらつ教室、体はつらつ教室、水中足腰しっかり教室と同時に開催していくのでしょうか、お伺いをいたします。

以上、演壇から申し上げ、1回目の質問といたします。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私から初めに、1、出産・子育て応援事業のさらなる充実を図るべきではないかについてお答えいたします。

(1) 伴走型支援の具体的な事業はどうなっているのかですが、議員お述べのとおり、出産・子育て応援事業については、国の交付金を活用し、安心して出産・子育てができるよう創設され、単に給付を行うだけでなく、伴走型相談支援を一体

的に実施する事業で、全国で展開されています。

本市では、令和4年12月定例会において補正予算を議決いただき、令和5年1月23日から実施しております。この事業の実施主体は、健康課に設置している子育て世代包括支援センターとなります。

本市が実施する伴走型相談支援は、妊娠届出時、妊娠7か月時、赤ちゃん訪問時、出産・子育て応援ギフトの決定通知書送付時などに、面談やアンケートを実施するほか、サポートガイドやその時々に応じた情報の提供などを行っています。

具体的には、妊娠7か月のときに行うアンケートでは、面談の希望をお聞きするほか、記載された内容やそれまでの妊娠経過から、保健師などの専門職が支援や声かけが必要と判断した人に、面談や電話での声かけを行っております。

次に、(2) 子育て世代活動支援センターと子育て世代包括支援センターの役割分担はどうなっているのかについてお答えいたします。

初めに、子育て世代包括支援センターについては、母子保健法第22条の母子健康包括支援センターに基づくもので、平成28年4月に健康課内に設置いたしました。保健師などを中心に、妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて地域の保健福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う役割があります。

子育て世代活動支援センターについては、議員お述べの目的で設置した施設であり、名称は本市独自のものです、本年10月のオープンを予定しております。

具体的な活動として、屋内遊戯室においては、子供たちが安全で安心して遊べるよう見守るだけでなく、適切な遊び方の支援や指導を行います。

また、親子の交流の機会づくりとして、親子で参加できる親子ヨガや親子でダンス、親子工作教室などの自主事業を開催し、さらに、ここに来れば、様々な子育てイベントの情報が分かるよう情

報収集に努め、毎月のセンター独自の広報誌の発行をはじめ、SNS等による発信を行います。また、利用される保護者の方が気軽に相談できる体制を整えます。

子育て世代活動支援センターについては、子育て世代にとって、遊ぶ、学ぶ、交わるを一体的に行える施設として、その役割を担えるよう努めていきたいと考えております。

子育て世代活動支援センターには、指定管理者からの報告で、センター長1名、副センター長1名、貸室担当1名、遊戯施設担当2名、合計5名の職員が配置される予定と聞いております。この中の1名が教員資格のある有資格者で、センター長となる予定です。

また、この人員配置のほか、土曜、日曜や長期休暇時には、遊戯施設担当を1名増員する予定です。さらには、有償ボランティアの配置なども予定されているところです。

保護者から相談があった場合にはその場で相談を受けるとともに、相談内容に応じて、担当部署や子育て世代包括支援センターにつなぐ役割を担っていただく予定となっております。担当される有資格の方については、行政との連携を図るために必要な知識についての研修を行い、スムーズな連携が図れるよう努めてまいります。

次に、(3) 経済的支援の具体的な事業はどうなっているのかにお答えいたします。

経済的支援について、本市では、妊娠届出時の面談後に、出産応援ギフトとして妊婦1人当たり5万円を、新生児訪問で面談した後に、子育て応援ギフトとして児童1人当たり5万円を、いずれも現金で支給しています。

事業開始までに準備期間が短く早急な対応が必要だったことから、本市ではいずれも現金での支給となりましたが、受給者からは「現金がとてもありがたい」との声を多くお聞きしております。

国では、5万円相当のクーポンを想定していたことから、当初、県では、クーポンによる広域連

携での実施について検討するとの情報がありましたが、現在においても具体的な情報はないことから、本市においては、今後も現金での支給を継続していきたいと考えております。

(4) 乳児見守り訪問をするおむつ定期便事業を行ってはどうかについてですが、産後間もない母親は情緒的にも不安定な時期であり、子育てによる孤立化も懸念されます。特に産後鬱にあっては、早期に関わることで改善されるものです。このことから、本市では、産後なるべく早い時期での赤ちゃん訪問を行っており、また、同じ月齢のお子さんとお母さんが参加できる「おやこ広場」を設けております。さらには、地域子育て支援センターの利用へとつながるよう、市内5か所の地域子育て支援センターとも連携を図り、協力を得ております。

確かに乳児の見守り訪問は、母親の孤立化を防ぎ、また、母親の悩みをお聞きすることで不安の払拭につながることも考えられますが、本市としては、専門職により継続的な関わりを持っていきたいと考えているところです。

また、子育て世帯への経済的支援としては、さきにも述べました出産・子育て応援事業を実施しており、出産・子育て応援ギフトの支給が開始されたことから、経済的負担の軽減が図られているものと考えております。

続いて、2、介護予防、健康づくり施策の充実をどう行っていくのかについてお答えいたします。

(1) 介護予防、健康づくりの施策はどうなっているのかについてですが、初めに、介護予防把握事業についてお答えいたします。

介護予防把握事業における高齢者見守り支援事業は、認知症など心身機能の低下した高齢者を早期発見するとともに、孤独感を緩和し安心した生活の継続を支援するため、見守り訪問員を配置し、週1回程度、介護保険サービスを利用していない高齢者世帯への訪問を実施しております。令和4年度末の登録者数は144名で、6名の訪問員による

安否確認などの訪問活動を行っております。

次に、介護予防普及啓発事業につきましては、高齢者が身体機能を維持しながら、介護を必要とせずにつまでも元気で暮らしていけるように、運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上、認知症予防、閉じ籠もり防止、鬱予防を目的とした介護予防教室を開催しております。

介護予防教室の開催実績ですが、令和3年度は開催回数98回、参加者数1,148名、令和4年度は開催回数121回、参加者数1,652名と、コロナ禍の影響はあったものの参加者は増加しております。

今後は、介護予防に取り組むきっかけとなる内容を企画するとともに、教室終了後もセルフケアの実践につなげられるよう、技術・知識の普及に努めてまいります。

次に、地域介護予防活動支援事業につきましては、高齢者が誰でも一緒に参加することのできる介護予防の地域展開を目指して、住民主体の通いの場「シューイチ体操倶楽部」の立ち上げ支援・継続支援を実施しています。

令和4年度の新規設置数は4か所、令和4年度末で合計33か所と、本市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画での、令和4年度末までの設置総数60か所の目標達成には至りませんでした。コロナ禍でも廃止となった団体は1か所にとどまったことから、地域における介護予防の取組が浸透しているものと考えております。

また、介護予防に関する住民ボランティアである介護予防推進員の育成については、新型コロナウイルス感染症による行動制限も解除されたことから、今年度新たな推進員を養成し、住民ボランティアの拡大を図っていく予定であります。

地域リハビリテーション活動支援事業につきましては、シューイチ体操倶楽部に対し、リハビリテーション専門職を派遣しております。令和4年度は25回の派遣を行い、技術的指導のほか、心身機能及び生活機能の改善・向上に向けた助言や機能評価を行いました。

今後も、高齢者の心身機能及び生活機能改善、能力向上のほか、日常生活における活動意識を高め、地域や社会への積極的参加につながるよう、専門職の関与を継続してまいります。

次に、(2) 介護予防推進員の活動内容と推進員の現状はどうなっているのかにお答えいたします。

介護予防推進員は現在7名おり、コロナ禍により活動が低迷しておりましたが、シューイチ体操倶楽部の立ち上げ支援や、実地指導、認知症カフェやイベントなどでの体操指導などの協力をいただいております。また、介護予防ボランティア活動に向けた知識・技術の向上のために、年間10回、学習会及び情報交換会を開催しております。

住民ボランティアである介護予防推進員の育成については、さきにお答えしたように、コロナ禍による行動制限が解除されたことから、今年度、新たに推進員を養成し、シューイチ体操倶楽部の立ち上げ支援や、認知症カフェ、イベントでの体操指導など、介護予防に関するボランティア活動を行っていく予定であります。

なお、養成人数につきましては、高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画において、令和5年度の目標としている20名まで増員したいと考えており、今年度は6月から計10回の養成講座を開催する予定です。

次に、(3) 脳はつらつ教室、体はつらつ教室、水中足腰しっかり教室の内容と参加者の状況はどうなっているのかについてですが、まず、脳はつらつ教室についてですが、脳トレや軽運動を行い、認知症を予防する教室であり、開催実績ですが、令和3年度が開催36回、参加者数503名、令和4年度が開催36回、参加者数563名となっております。

2つ目に、体はつらつ教室についてですが、以前実施しておりました地域づくり型運動教室の内容を変更し、運動機能の維持・向上を目的に実施しております。また、高齢期に大切な栄養と口腔

機能向上についても学び、フレイルの予防に努めております。開催実績ですが、令和3年度が72回開催し、参加者が527名、令和4年度が72回開催し、参加者が864名となっております。

3つ目に、水中足腰しっかり教室についてです。膝・腰への負担の少ない水中運動と、陸上での足腰の筋トレ・ストレッチを取り入れた転倒予防の教室です。開催実績ですが、令和3年度24回開催し、参加者は217名、令和4年度は24回開催し、参加者240名でした。

令和4年度においては、体はつらつ教室以外は、高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の目標値達成には至っておりませんが、令和3年度と比較しますと、脳はつらつ教室の参加延べ人数は1.1倍、体はつらつ教室は1.6倍、水中足腰しっかり教室は1.1倍と増加しております。

新型コロナウイルス感染症も2類相当から5類に移行したことから、行動しやすい環境になったことや、高齢者の社会参加や活動意欲も徐々に高まりつつあると考えられることから、令和5年度はさらに参加者数が増加するものと見込んでおります。

また、シューイチ体操倶楽部につきましては、介護予防に資する住民主体の通いの場として、各地区・各所での設置を目指しております。シューイチ体操倶楽部は、単に体操を行う場だけでなく、参加者同士の支え合いの場であり、地域に定着することで、高齢者が生きがいや役割を持って生活できる自助、互助による地域づくりに寄与するものと考えております。

このようなことから、シューイチ体操倶楽部につきましては、介護予防に資する基本的知識の普及啓発を目的とする介護予防教室の開催と併せて、今後も、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターと協働し、通いの場の立ち上げ支援のほか、各通いの場に出向いての継続支援を行ってまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 丁寧な答弁ありがとうございました。

2回目の質問をさせていただきますが、1つは、保健師などの訪問なのですけれども、個別に相談に乗って支援を続けるということは重要なわけなのですけれども、乳児の家庭訪問で、訪問員の専門性というのは保健師が回っているので大丈夫だと思うのですが、本市の現在の回数の訪問で大丈夫なのでしょうか、その点お伺いいたします。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 乳児家庭全戸訪問事業につきましては、国のガイドラインでは、訪問者は必ずしも専門職とはなっておりません。回数は、生後4か月までの間に1回という内容となっており、内容につきましても、育児に関する不安や悩みの傾聴と相談、子育てに関する情報提供となっております。

こちらはガイドラインのものになりますが、本市では、全家庭に保健師や助産師などの専門職が訪問しており、先ほど述べました事業内容の説明に加え、乳児の発育発達、栄養面、疾病予防などの指導、産婦の身体面・精神面の確認や相談指導を行っているところです。

確かに回数は1回となりますが、専門職からの訪問により、専門的な目線での指導も行っております。また、継続した訪問や電話での声かけが必要だなという場合については、随時追加して訪問なども行っている状況であります。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 専門職がきちっと、保健師、助産師が回っているということで、その点は大丈夫だというふうに思います。

あと、米沢市の出産・子育て応援事業の中で、妊娠7か月頃に全員にアンケート調査となっていて、妊娠8か月頃の面談を希望者としているのはなぜなのでしょう、この点お伺いします。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 このたび国が示しました伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施要綱におきまして、妊娠8か月頃の妊婦へのアンケート調査の回収内容により、面談を希望する者、また、妊婦の状況から支援が必要と市町村が判断する者ということでの面談となっていることから、本市でも同様の対応とさせていただきます。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 国の事業内容を見ますと、妊娠32週から34週で面談して、夫の育休取得の推奨、両親学級などの紹介、産後サービス利用と一緒に検討・提案するというふうになっているのですけれども、本市は、国で示している内容をどこで紹介したりお知らせをしたりしているのでしょうか、お伺いします。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 国の要綱では、妊娠8か月頃に面談を実施することとされておりますので、本市においても、希望者の方に8か月頃に面談を行っております。

情報提供については前倒しを行っているものもありますが、夫の育児休暇取得と両親学級については、妊娠届出時に資料をお渡しし説明を行っております。

産前産後サービスの利用については、妊娠7か月のアンケートと一緒に、出産が近くなったタイミングで、出産までに必要な手続や、妊娠中や産後の教室、健診、保育サービスなどをまとめたリーフレットを送っているところです。

妊娠8か月の面談は、希望者及び妊婦の状況から支援が必要と判断した方となりますが、相談先として子育て世代包括支援センターがあることは、妊娠届出以降、何度か送付するリーフレットによって紹介し、いつでも相談できる体制を整えているところです。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 私としては、きちんと

面談をして、会って話をすることが一番大事だと思うのです。資料をお送りした、パンフレットをお送りした、アンケート調査で状況を把握した、それだけでは何か不十分のような気がしますし、その裏に隠れている部分をいかに見つけていくのかというのが大事なのだらうと思います。

私自身、生活保護のケースワーカーをやっていたときに、面談して話を聞かないと、相手の目を見て、身ぶりそぶりを見て、このことは本当なのかどうなのかということ推察するといったことも、支援する上では重要なことだと思っていましたし、今回この部分、伴走型相談支援を取り上げたのは、ほかでやっているおむつ定期便です。こういったことをずっとやっていくことで、毎月毎月同じ人になると思うのですが訪ねて、おむつ—おむつはどうでもいいと言ったらおかしいのですけれども、そっちが主ではなくて、育児をしているお母さん、お父さんとしてしっかり面談をして話をしていく、そのことによっていろいろな情報が伝わってくる、それをおかしいなと思えばいろいろなところにつないでいく、そういった作業ができると思うのですけれども、訪問回数が少ないと思うのですが、そこら辺いかがお感じですか。いかがでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 議員お述べのとおり、面談によるお話をお聞きする、直接お話をお聞きするという事は非常に大事なことだと思っております。

出産間際のお母さんは特に、先ほども申し上げましたように、情緒が安定的でない方もいらっしゃることは十分承知しているところです。赤ちゃん訪問時において、各戸全部のおうちを回らせていただいております。4か月までということで国の制度はなっておりますけれども、本市においては、2か月までに約半数以上の世帯を訪問させていただいている状況です。

こちらは、訪問されるほうの御家庭の御事情も

ありますので、できるだけ私たちのほうとしては早い訪問というところを心がけているところです。その訪問によって、継続的な関わりが必要かどうかということを見極めながら、私たち、健康課のほうでは、保健師の専門性のある目をもって対応させていただきたい。回数ではないというところでは、今後、その回数についてはなかなか増やすということは難しいかもしれませんが、そういう必要とされる方への対応というところで、職員のほうの育成は行っていく必要があると考えております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） ぜひ訪問回数——保健師たちが毎月行くというのは、大変なことだというふうに人数的にも思いますし、それを補う人たちというのも必要なのではないかと思うのですが、まず、赤ちゃんに対するおむつを定期便でお届けする人というのは、子育て経験のある女性支援員の方なのです。そうしますと、そういった方を養成して、そういった方に定期的に回っていただく、そういったことを考えるべきなのではないかと思うのです。そういった方を養成する、そういったお考えはいかがでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 本市では、保健師等の専門職による支援を基本にしております。必要な方に必要な支援が行き渡るようにということで、健康福祉部全体で連携を図って対応させていただいている部分もございます。

関係機関などの協力も仰ぎながら丁寧な関わりを続け、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行っていくことが大切であると考えておりますので、現段階においては、専門職での対応というところを第一義的に考えさせていただくことから、女性支援員の養成は現在のところ考えていないところです。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 多分問題のない家庭で

あっても、その場その場で月数によっても変わる、子供たちの成長によっても変わってくるのです。

実は、私も妻が看護師で、私が子育てした頃は育児休業を取ると無給という、経済的にも大変な状況だったものですから、産後休暇明けですぐ仕事に復帰、あと夜勤もあるので、そういったときは私が母乳を解凍して温めて夜中飲ませて、おむつ交換してという、そういうふうに変わってくるわけです。

今の時代、もう皆さん全員が1年なり2年なりの育児休業が取れているかというところ、そうではない状況もあると思いますし、いろいろな場面で育児休業を取る、「では、辞めてくださいよ」といった企業も見受けられる状況ですから、そういった中で、「2か月で1回訪問しました。その後ないんです」ではなくて、いろいろな場面が変わるわけですから、そういったときに、全て保健師たち、助産師たちが行ってくださいとは言いません。こういった経験のあるお母さん方、私もそういった方の助言で、職場でもそういう話をして、「こうするといいよ」「ああするといいよ」と先輩から聞いて、パニックっている部分が落ち着いた部分がありますし、そういった経験からすると、そういった方を養成して使っていく——使っていくという言葉は悪いのですが、そういった方に回っていただいて、そういう不安要素を少しでも減らしていく、そのことが米沢市としての伴走型の子育て支援だと私は思うのですが、その点はいかがでしょう。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 確かに本市においても、子育て経験のある方が理想になりますけれども、母子愛育班として活動もされていらっしゃる、その地区のお子さんたちに関わっていらっしゃる実績もございます。今後どのような関わり方が必要となるか、また、そういう方の手助けなどもお借りしていく必要があるかなども見極めまして、今後その点に関しましては検討させていただきたい

と考えております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） ぜひ、地域で子育てをするということが大事なのだろうと私は思います。それぞれのお母さん方、親御さんの考えで、それは嫌だよという方もいらっしゃるかと思うのですが、でも、地域の中で今していかないと、非常に核家族の中で大変なのだろうというふうに思います。

次の、子育て世帯訪問支援臨時特例事業がありますけれども、これは問題のあるところの家庭を訪問支援するということですが、本当にそこだけでいいのですか。外目には本当に問題がないと見えていても、現実には、内実は様々な悩みを抱え、問題を抱えて孤立しているところがあるのではないかなど。そして、外から見て行政が把握できている部分だけではなくて、地域の中で見ると、ちょっとどうなのだろうというところがあったり、そういったところをどうやって対応していくのでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 このたびの子育て世帯訪問支援臨時特例事業については、国県の補助金を活用し、国の基準に沿って実施するものとなっております。

支援の必要性の高い家庭が支援対象となります。このことから、まずは本市としても、現在支援している家庭の中から、制度のはざまで、必要な支援やサービスを受けることのできない家庭を選定し、実施する方向で考えているところです。

しかしながら、議員お述べのとおり、子育てに関する不安や悩みなどというのは、家庭内での問題と捉えられる傾向にあり、表面化しにくいのが現状です。また、家庭内のことを知られることを恥ずかしいと思い、相談できないというケースも想定されます。

このことから、支援の必要な家庭を早期に発見するため、令和3年度に設置いたしました「子ど

も家庭支援推進協議会」を活用し、学校教育の専門家である教育機関をはじめ、福祉や医療の専門家など、子供たちと接している機関などとの連携を強化していきたいと考えております。

また、引き続き、保育所、認定こども園などへの入園していない児童のいる家庭を対象に、未就園児等支援事業を実施し、アンケート調査や心配な家庭の訪問を充実させ、適切な支援につなげていきたいと考えております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 未就園児の部分については以前質問させていただいて、対応していただいていることには本当に感謝を申し上げたいと思います。ただ、なかなか見つけづらい、先ほどから言っていますけれども、定期訪問もなかなかい中で、そういう子育て支援、子育て経験豊富な方にそういったところを定期的に回ってもらうことで、そういった部分が見えてくる可能性は高いと思うのです。そういったところを米沢市としても充実していく必要があると思いますし、何回も同じ話になるので、そこはぜひそういったことを充実していただきたい。そのことが、米沢市は子育てするのにいいまちだよとなっていく一歩だと思いますので、ぜひお願いします。

高齢者の部分でいきますと、シューイチ体操倶楽部はしっかりまた続けていかれる、そのことについては安心をしたというか、そうでないと、なかなか私たち議会としても、高齢者の通いの場をつくってくれと以前にも政策提言をさせていただいた記憶がございますし、そのことをつくった一人でもあるので、ぜひそういった場をいかに増やしていくのか、そのことが——実際うちの母親も今要介護4になりまして車椅子生活をしておりますが、週の半分はデイサービス、週の半分はショートステイという状態で、そうなってしまうとなかなか、介護の程度をいかに止めていくのかだけが問題で、これから、今元気に動いている方をいかにそういった状況に、要介護状態にならないよ

うにしていく、そのための施策が今米沢市でやられている様々な施策だと思いますし、それをきちんと多くの人に体験していただく、そのことが大切だと思うのです。

なかなか、先ほどの答弁ですと、脳はつらつ教室、体はつらつ教室、水中足腰しっかり教室などの利用者が増えているよということだったのですが、実際令和3年、4年というのは、本当にコロナの真っ最中といいますか、みんな外に出ないで、人と関わらないでという状況だったと思いますが、第8期介護保険事業計画の事業が、新型コロナウイルスの影響でなかなかできなかったという部分はどうだったのでしょうか、その点お伺いします。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 議員お述べのとおりです。令和元年、令和2年と、新型コロナウイルスの影響によりまして、シューイチ体操倶楽部なども休むという判断をせざるを得ない状況もございました。様々な教室開催、人を集めての事業については、なかなかできなかったものと考えております。また、養成講座についても同様になっております。

ただ、2類相当から5類になったということで、今年度からは本格的に様々な教室、様々な講習なども含め研修も含め、先ほども申し上げましたけれども、推進員など増員を図っていきたいと考えているところです。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 影響があったということで、そこは人を集めることができなかったということだと思います。5類移行になったからといって新型コロナウイルス感染症がなくなったわけではなくて、私の周りでもなったという報告を聞いたり、大丈夫だったかと言われる状況もありますので、ぜひ新型コロナウイルスに対する対応をしっかりとしながら、ぜひ介護予防推進員の方とかそういった方をいかに増やしていくのか、そして、高齢者の方に介護予防教室なりそういっ

た体操教室なりに参加をしていただいて、少しでも介護状態にならないようにすることが、自分自身もそうですし、私も12年後に後期高齢者になりますけれども、私の先輩、一回り先輩が今度後期高齢者だということで、前と同じように生活できる、そういったことが大切だと思います。ぜひその点を米沢市としても、子育て支援とともに充実を図っていく必要があると思いますし、そのことをお願いして、私からの質問を終わります。

○相田克平議長 以上で7番小久保広信議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前10時51分 休 憩

~~~~~  
午前11時02分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、米沢市における空き家対策の拡充について外2点、8番影澤政夫議員。

〔8番影澤政夫議員登壇〕（拍手）

○8番（影澤政夫議員） おはようございます。

市民平和クラブ影澤でございます。

本日もお忙しい中、議会傍聴にいらしていただいている市民の皆さん、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

さて、改選後初の一般質問となります。初心に返り、精いっぱい努めさせていただきますので、今後ともよろしく願い申し上げます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

今回は、大項目3点の質問とさせていただきます。

まず、大項目の1、米沢市における空き家対策の拡充について。

私は、本市の空き家・空き地対策についての取組を日頃から高く評価しております。その立場で、

現行のサービス・制度設計に加え、さらにサービスの向上を目指すため、新たな制度設計の提案も含め質問させていただきます。

また、その内容の主眼とするところは、本市空き家利活用の一環として、特に移住者がより定住しやすい環境を整えるための地域交流対策や、課題解決についても取り上げさせていただきますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと存じます。

小項目1、空家等対策協議会と連携した対策の充実についてお尋ねいたします。

私は、地方移住者が定住する環境整備の一つとして、地域のコミュニティに融和しやすくする、そんな取組が重要だと考えております。

具体的には、地域住民や伝統行事・お祭りなど、それに積極的に関わりを持っていただく、地域になじんで生活していただくことなどが大切であると思うのです。

このことは、地域住民とのコミュニケーション不足が続く、従来の住民と新移住者の間に不信感が生じ、最悪の場合、いさかいに発展するなどの事象も散見されるに至っております。事実、私自身も御相談をいただいたこともございます。

まず、この点について、行政側として一定の主導性と融和促進の制度設計が必要であると考えますが、特に空家等対策協議会の関与の可能性や充実策など、現状での当局の御見識と具体的な取組についてお伺いいたします。

続いて、小項目の2、空き家発生予防策の対策方針と運営視点についてお伺いいたします。

空き家・空き地となる前の予防策として、市内持家者の高齢化率からしても、より細やかな対応施策が必要な時期になっているのではないのでしょうか。

例えば、持家の処分などをお考えのオーナー様の意向を確認しながら、戸建てから市営住宅などへの転居支援制度の確立や、元の居宅を移住者や子育て世代などに賃貸する制度設計などはいかが

でしょうか。

月々安価な賃貸料で設定し、10年で権利移譲なども含めた対応も可能となる制度。これは、空き家対策先進地においては既に試みられていることとございます。本市としてもサポートできる制度を整備すべきと考えますが、当局の御見解をお聞かせください。

次に、小項目の3、空き家をリノベーションし、地方移住者に提供する支援プログラムの創設についてお伺いいたします。

小項目2でも新たな可能性について御提案させていただきましたけれども、さらに進めて、空き家・空き地資源を本市が買い取り、リノベーションして移住者などに提供していく、有償制度設計についても対応が可能ではないでしょうか。この点についても、当局の御見解についてお伺いいたします。

次に、大項目の2、今後の野生鳥獣被害対策についての質問でございます。

本件については、これまでも様々な対策が講じられてきましたが、農林水産省によれば、野生鳥獣による農林水産業などへの被害は近年増加傾向にあり、その被害額も年々増加しているとされています。

本市においても、猿だけではなく、熊、ニホンジカ、イノシシなどの個体数も増加し、人的被害も含め多くなってきているとの実感があります。担当される本市職員の皆様の業容もかなり大きくなり、御苦勞されていることと存じますけれども、大変恐縮ですが、もっと頑張ってくださいのための体制についての質問となります。

小項目の1、専門的な知見を有する職員の育成と配置についてお尋ねいたします。

当局では、日頃から担当職員の育成に取り組まれていると存じますけれども、国・環境省でも、専門的な知見を有する職員が、都道府県などの行政機関に配置されることが重要であるとしております。

加えて、市町村では、鳥獣被害防止特措法に基づき、本市においても鳥獣被害対策実施隊などを設置し、専門要員の配置が進められてきました。しかし、それらを主導する当局職員の育成期間は長期にわたり、先進的な技術習得となるとさらにハードルが高くなってしまっているのではないのでしょうか。

また、それらスキルそのものの継承についても、計画的に行っていかなければならない課題であると認識しております。

まず、本市におけるそれら専門職員の育成・配置について具体的にお伺いし、その必要性について確認・共有したいと存じます。

続いて、小項目の2、本市で野生鳥獣被害対策専門の部署を設けることについて質問いたします。

小項目の1に付随して私が思うことは、当局での被害対策の策定や防除施策の持続性を保つ上で、専門部署を設置することが最良の手法だと考えております。

専門部署（担当課）が整備されれば、野生鳥獣被害情報の収集、データの集積・分析などを日常的に行うことで、より正確な情報や対策を市民と共有することができます。その上で、ケース・バイ・ケースで地域住民と共に、的確な立案・実施要請なども含めできるようになり、将来的にも効果的な対策を継続して行えるようになると考えますが、いかがでしょうか。

また、財源などについては、鳥獣被害防止総合対策交付金などの利用の可能性についても併せてお尋ねいたします。

次に、小項目の3、近隣市町村との広域的な取組の展望について質問させていただきます。

今お話ししたように、専門部署の整備が整えば、庁内各部門との連携強化はもとより、さらに細やかで重層的に、住民の安心・安全に資するサービスが可能となることは大いに期待できます。

また、近隣市町村との連携や広域的な対策にも主体性を持って対応しやすくなるものと考えます。

当局の御見識をお伺いし、大項目の3、米沢市学校給食共同調理場基本構想・基本計画についての質問に移ります。

本定例会において、PFI方式の後年度負担分の事業費用についても、補正予算案に明確に登載されております。しかし、私はこの計画の遂行については、以前から一貫して苦言を呈してまいりました。

今回も、前回質問同様、建設予定地の災害リスクとその捉え方、今後の対応について再度質問させていただきます。

まず、小項目の1、米沢市防災マップ等の災害リスクの考え方と活用についてお聞きします。

私は、ハザードマップは、地震と同様に、建造物の設計や強度を検討する根拠・指針として扱うことができるものなのかどうか、少し戸惑っております。その点について、まず当局の御見識をお聞かせください。

また、ハザードマップを提供している当局自体が、公共物を新たに建設する予定地そのものが、洪水リスクがあるとする場所を適地と判断することの合理性についてもお尋ねしたいと存じます。

その上で、小項目の2、災害リスクがある浸水想定区域に公共物を建設することの是非についてお尋ねします。

私は、長期間にわたるPFI方式での契約を考える場合、浸水被害が起こり得る確率がさらに高くなると考えるものです。長期間にわたり、このような水害リスクがある場所で、しかもPFI方式で学校給食共同調理場施設を建設・運営する計画は無理があるのではないのでしょうか、当局の御見解を再度お伺いいたします。

最後に、小項目の3、PFI方式での災害リスクの捉え方についてお伺いいたします。

施設そのものが、洪水等で業務が一定程度運行できなくなる事態や、施設外の通路などが冠水して運搬業務ができなくなる場合、学校給食は停止してしまう可能性があります。この場合のリスク

分担は契約内容によって異なることかもしれませんが、契約書に明文化されるべきものと考えます。

また、要求水準書などの仕様書にも同様に、リスク回避についての条件記載が必要と考えますが、現状どのように対応されているのかお聞かせください。

以上、演壇からの質問を終わります。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私からは、1の(1)空家等対策協議会と連携した対策の充実について、移住者と移住先の地域との理解の醸成の観点からお答えいたします。

今年度から、移住の相談に対してきめ細かに対応するため、移住担当の地域おこし協力隊員に加え、移住相談専属の移住コーディネーターを新たに配置し、移住を検討されている方の様々な悩みに対応できるよう、移住相談窓口機能を強化しております。

移住相談の過程におきましては、移居前から本市での暮らしをイメージしていただけるよう、本市に既に移住し、里山暮らしを楽しんでいる方や農業を営んでいる方、カフェを開業している方などの御協力をいただきながら、移住希望者の疑問や相談にできる限り応え、安心して移住を決めていただけるような取組を進めているところであります。

移住を検討する段階において、住もうとしている地域のコミュニティーに不安を抱えている場合や地域のルールを知りたい場合などには、その地域の関係者の方と直接、間接的に話す機会などを設け、移住した後に、移住者と地域住民との間でトラブルが起こらないように努めていきたいと考えております。

なお、これらの対応の中で住まいに関する情報などについては、取組の参考にしてもらうため、空家等対策協議会と情報共有していきたいと考えております。

私からは以上であります。

○相田克平議長 吉田建設部長。

〔吉田晋平建設部長登壇〕

○吉田晋平建設部長 私からは、1の米沢市における空き家対策の拡充についてのうち、(2)空き家発生予防策の対策方針と運営視点についてと、(3)の空き家をリノベーションし、地方移住者に提供する支援プログラムの創設についてお答えいたします。

初めに、(2)空き家発生予防策の対策方針と運営視点についてであります。空き家対策におきましては、さきの遠藤隆一議員の一般質問にお答えしたとおり、空き家対策を総合的かつ計画的に進めるため、平成30年3月に策定した「米沢市空家等対策計画」の中間見直しを行い、今月初めに公表を行ったところであります。

これまで当該計画に基づき、発生予防、適正管理、利活用対策、管理不全空き家対策の4つの柱を大きな方針として、本格的に取組を行ってまいりましたが、適正な管理及び管理不全空き家対策の部分では、法や条例に基づく指導に加え除却の補助制度、利活用対策では利活用補助金や空き家・空き地バンクの運営により、一定の成果とノウハウを蓄積できたものと考えております。

このような中、空き家予備軍に対する発生予防に関しては、昨年度から実施した家の終活セミナーやケアマネジャーなどへの説明会など様々な啓発活動を推進しているところであり、今後も重点的に取り組むべき課題であると認識しております。

なお、こうした市の空き家に関する取組につきましては、施策の検討及び実施の検証をはじめ、対策計画に基づく措置などについて、客観性や公平性、そして専門的な立場から御意見をいただくため、米沢市空家等対策協議会を設置しております。

協議会は、民生委員などの地域組織の代表者の方、法務関係、不動産業、建設業、金融業など、専門団体からの方々に組織をされております。

御提案をいただきました空き家となってしまいう前、いわゆる空き家予備軍に対する住み替えの推進に関してですが、現在運営している空き家・空き地バンクにおきましては、売主が居住しながら、買主である新たな居住者が決まり次第退去するというケースにおいても物件登録が可能としており、住み替えに対応できるようになっております。

これまで、このような案件が事例として1件ございましたが、空き家・空き地バンクにおいて、住み替えにも対応できるといった積極的なPRは不足していた面がございます。

今後は、市の福祉部門、民間の不動産業界及び金融業界などとも連携を図り、将来的に住み替えを考えている空き家予備軍の方々に対し、民間の不動産流通の中での住み替え及び空き家・空き地バンクの活用について周知・啓発を図ることで、空き家発生予防の取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、(3) 空き家をリノベーションし、地方移住者に提供する支援プログラムの創設についてお答えいたします。

市内の空き家の利活用につきましては、民間事業者において空き家を買取り、イノベーションし再販する事業を積極的に行っているところであり、市内の相当数の空き家が利活用されている状況であります。

このように民間ベースで事業化されていることから、市が自ら空き家を取得し移住者などに提供する場合は、市と民間の役割を整理した上で、場所や規模、需要性などの様々なニーズを把握し、整備し供給していくことが求められておりますが、現時点におきましては課題も多く、その具体的な方向性については定まっておらないところでありますが、引き続き検討してまいりたいと考えております。

なお、移住者に対しましては、空き家改修補助金制度において補助額及び補助率を優遇しており、その周知を積極的に行うとともに、民間事業者と

の連携を図りながら、安価に魅力ある住居を取得できる手段などについて情報発信を行ってまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 安部産業部長。

〔安部晃市産業部長登壇〕

○安部晃市産業部長 私からは、2番、今後の野生鳥獣被害対策についてお答えいたします。

初めに、(1)の専門的な知見を有する職員の育成と配置についてですが、近年、本市におきましては、ニホンザルやイノシシ、ツキノワグマに加え、特にニホンジカの捕獲頭数が増えつつあります。

このように、一部の鳥獣の生息数の増加や生息域の拡大などから、生態系などへの被害も深刻化しており、鳥獣対策のための広域的、地域的、それぞれの観点から関係機関の合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた計画的な管理を推進することが望まれております。

このような中、本市における有害鳥獣の担当職員は、専門職の採用は行っていないことから、一般行政職員などがその担当職員となり、鳥獣行政や野生生物行政、鳥獣の保護や管理に関する計画の策定などに携わり、経験を積んでいくこととなります。

具体的には、まず、担当者になりますと前任者からの引継ぎを受けるとともに、各地区の有害鳥獣対策連絡協議会や鳥獣被害対策実施隊の方々、被害の状況や有害鳥獣の出没状況について、現場での確認の回数を重ねながら知識を習得していくこととなります。

また、それら被害に対する対応策につきましても、状況に応じて有害鳥獣対策の専門家や猟友会の方々との協議を行いながら、最善の方法が取れるよう経験値を高めていきます。

次いで、電気柵による防除については、有効な設置方法を専門家や電気柵メーカーのアドバイスを受けながら、知識や技術を習得していくことに

なります。

次に、職員の配置数につきましては、有害鳥獣担当が2名で、その内訳として、主担当者1名、他業務併任での広域・個人用電気柵担当が1名と、決して人数は多くありませんが、課内の職員にも場面に応じて支援をしてもらいながら対応しているところです。

今後とも、担当職員の資質向上に努め、実施隊や猟友会、地区協議会、その他関係機関と連携し、取り組んでまいります。

次に、(2)の本市で野生鳥獣被害対策専門の部署を設けることについてのうち、専門部署の財源として鳥獣被害防止総合対策交付金を活用できないかについてであります。この鳥獣被害防止総合対策交付金につきましては、生息状況調査、捕獲活動、防除活動、緩衝帯整備などの活動が対象となるものであり、本市では、市の有害鳥獣対策連絡協議会の運営活動費として活用しております。このため、交付金を直接市職員の人件費などの財源とすることについてはできないことになっているところです。

続きまして、(3)の近隣市町村との広域的な取組についてですが、有害鳥獣は、行政区域を越えて活動することから、議員の御意見にありましてとおり、近隣市町と連携して広域的な対策に取り組むことが、より効果的な場面も多いと考えられます。

このため、山形県では、現段階においてイノシシのみに限定しておりますが、山形県イノシシ管理計画を策定し、状況に応じて広域的な捕獲活動を行うこととしております。

また、置賜広域行政事務組合では、捕獲したイノシシを処分するための焼却施設を、3市5町の共同設置により整備できないか検討しているところであり、現時点でイノシシの捕獲頭数が落ち着きを見せていることから、各市町における状況を注視し、今後判断することとしております。

一方で、各市町の猟友会には、地域に根差した

自分の猟場に責任を持つという考え、いわゆる縄張的な考えもお持ちであることから、広域的な捕獲体制が十分取れていないことも事実であります。

猟友会の会員の方々の高齢化の傾向もございますので、今後、御指摘の広域的な捕獲体制についても十分検討していかなければならないと考えております。

○相田克平議長 神保総務部長。

〔神保朋之総務部長登壇〕

○神保朋之総務部長 私からは、2、今後の野生鳥獣被害対策についてのうち、本市で野生鳥獣被害対策専門の部署を設けることについて、についてお答えいたします。

本市では、きめ細やかな業務対応を図るため、令和3年度から農政課と森林農村整備課に組織を分割し、森林農村整備課が有害鳥獣被害対策を担っております。

また、有害鳥獣被害対策に関する業務は、有害鳥獣に関する相談窓口の役割をはじめ、鳥獣の保護や管理、農作物の被害防止、人的被害防止など多岐にわたるため、庁内の関係課及び関係団体とも情報共有や連携を図りながら、業務に努めていると認識しておりますので、今のところ新たな組織の設置は考えておりませんが、それぞれの役割を持つ課や関係団体が一体となって、より効果的な有害鳥獣被害対策を講じられる体制づくりについては、議員の御提案も踏まえ、先進事例なども参考にしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

〔佐藤明彦市民環境部長登壇〕

○佐藤明彦市民環境部長 私からは、3の米沢市学校給食共同調理場基本構想・基本計画についてのうち、(1)の米沢市防災マップ等の災害リスクの考え方と活用についてお答えさせていただきます。

本市が作成しておりますマップにつきましては、

平成27年の水防法改正により、国、都道府県は、同法の規定により指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨に対応した浸水想定を実施し公表を行い、市町村はこれらを受けて浸水想定区域、避難方法等を住民等に周知するため、ハザードマップを作成するとしていただいております。

本市では、国管理の最上川、県管理の最上川（松川）、羽黒川、堀立川、天王川、鬼面川、誕生川について、最大規模の浸水想定が示されたことから、それら河川の浸水想定区域、土砂災害警戒区域、防災情報を記載した米沢市防災マップを作成し、令和2年4月に全戸配布を行いました。

その防災マップの活用方法といたしましては、土砂災害警戒区域や浸水が想定される区域と深さに加え、家屋倒壊をもたらすような氾濫の発生が想定される区域を示した氾濫流や河岸侵食の想定区域も表記されており、これらの情報により、自助である自分の身は自分で守るため、居住している場所の想定される被害を把握することのほか、市による避難指示等の適切な発令により、住民などの主体的な避難行動の取組へ進むことが期待をされているものでございます。

私からは以上でございます。

○相田克平議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私からは、3、米沢市学校給食共同調理場基本構想・基本計画についてのうち、

(2) 以降の項目についてお答えいたします。

初めに、(2) 災害リスクがあるとする浸水想定区域に公共物を建設することの是非についての御質問にお答えいたします。

以前に答弁しておりますけれども、学校給食共同調理場の建設予定地については、おおむね5,000平方メートルの市有地で、建設可能な用途地域であることを条件に3つの候補地を選定し、米沢市学校給食共同調理場基本構想・基本計画の策定支援を委託した業者の協力を受けながら、11項目の比較検討を行い、その結果について、公共施設等

総合管理庁内検討委員会に諮った上で、比較検討項目における懸念事項が少なく、建設予定地として妥当性が最も高いと判断できる第六中学校のグラウンドとしたところです。

第六中学校のグラウンドについては、0.5メートル未満の浸水想定区域であります。一般的な共同調理場の床面の高さは、配送車両からの荷受けを考慮し、地盤面より1メートル程度高くなることから、施設が浸水するおそれはないと判断しております。

また、洪水時における共同調理場の排水被害等については、合併処理浄化槽のマンホールの位置を浸水想定深より上部になるよう設置したり、浄化槽の排水管に逆流防止弁を設置したりするなどの対策が可能と考えられますが、どのように対策するかについては、建物の設計段階で具体的に検討していくものと考えております。

なお、当該建設予定地においては、河川浸水被害対策による法令の規制等を受ける地域ではなく、浸水想定区域であっても、国・県が示すハザードマップによる災害リスクを確認し、公共施設の設置に当たり必要な対策を講じた上で施設を建設することについては、問題はないものと考えております。

次に、(3) P F I方式(B T O)における災害リスクの捉え方についての御質問にお答えいたします。

洪水等により、施設が浸水し調理ができなかった場合、または、道路が冠水し給食の搬出入ができない場合についてのリスク分担の在り方ですが、通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしても、なお防止できないものであったかどうか判断基準になると考えられます。

例えば、ハザードマップ等において、0.5メートル未満の浸水想定区域であることが事前に確認できるにもかかわらず、建設時に浸水対策を怠り、同程度の浸水により施設内が浸水し、調理場が汚染され、給食を提供することができなくなった場

合については、選定事業者が施設の復旧に係る費用負担や事業費の減額措置などの責任を負うこととなると考えております。

しかしながら、想定し得ない規模の洪水等、異常な自然現象については、発注者である市及び選定事業者のいずれの責めにも帰し難い不可抗力事由であることから、こうしたリスク分担は、一般的には所有者が負うものであり、市が費用等の負担をするものと考えているところですが、詳細なリスク分担については、契約書を作成する段階で明確にしていきたいと思います。

また、急な洪水となった場合の避難計画については、学校長や選定事業者がそれぞれの責任において避難計画を策定し、適切に対応するものと考えているところです。

共同調理場は、学校施設と明確に区分され、県道237号線からの出入りとなりますので、(仮称)統合小学校児童の避難動線と、事業者の避難動線が交錯することはないと考えております。

なお、当該事業を進めるに当たっては、最低限度達成すべき業務内容を定めた要求水準書を示し、予定価格を公表した上で入札を行うもので、契約額には設計、建設費とともに、建物の引渡しが完了した後の15年間の運営費を含んでおり、事業者が策定した減災計画等を要因にして、予定価格を超えた契約額となったり、後年度に契約額が増加したりすることはありません。

私からは以上です。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番(影澤政夫議員) 大変御丁寧な御答弁ありがとうございます。

順を追って、項目ごとに2回目の質問をさせていただきたいのですが、空き家対策上で、私も最初に申しましたとおりにお考えいただきましたことは、要するに、地域住民、先に住んでいらっしゃる方と、それから新しく来られた方の、とりわけ移住者の方々のいさかいという点について、何とかうまく対応できないか。

全てがそういう問題だというわけではないのですが、例えば私が御相談いただいた例というのは、お話を聞いていくと、いわゆる新たに空き家を買われているオーナー様と、そこに住まわられている方が、そのオーナーの会社の従業員であったり、あるいは、そこを飯場的に利用するといったことも含めて、直接顔の見えないオーナー様と言っては失礼かもしれませんが、そういったトラブルなのです。なので、入っていられる方が結局ぞんざいな住居の扱いをしたり、それから、ごみを出す日あるいは分別についても無頓着であったりということがあって、例えば御注意申し上げても、「いや俺ちょっと分かりません」ということで言われるので困るというお話だったので。

なので、自治体としても、確かに不動産屋を介してということも含めて、問題は多いかもしれませんが、課題も多いかもしれませんが、一定程度そういった住民との融和策についての指導と、それから、例えば重要事項説明書などにそういったことを明記していけば、もう少しは改善されるのではないかという思いなので、その辺のところいかがでしょうか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 先に私のほうから、コミュニティに関しての相談事のような部分に関して御答弁させていただきますと、町内会等の運営で、様々な地域コミュニティに関わるような困り事というのは確かにあるのだろうと思っておりますので、どこに相談していいのかわからないという場合がありますらば、昨年度新設されましたコミュニティ推進課のほうに御相談いただきたいと思っております。

なお、町内会の運営に関しましては、そこに住む人々の自治意識、あと共に助け合うというふうな共助の力というところでありますので、全ての相談を行政が解決できるかという、なかなかそうはいかない部分もあるかと思っておりますけれども、

内容によっては関係機関と連携してアドバイスできるというケースもあると思いますので、課題を共有させていただきたいと思っております。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 重要事項等の説明に関することについて、私のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

空家等対策協議会の構成メンバーとして、不動産業の代表者の方も含まれておりますので、重要事項説明等に町内会への参加であったり、ごみ出しルールなどのコミュニティーに関することを積極的に登載し、説明してもらうなどの協力をいただけないかというところについては、私のほうから相談してみたいと考えております。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） ぜひその辺のところはよろしく願いいたします。

先ほどのお話ですけれども、いわゆる空家等対策協議会ということについて、そこまで求めるのかと言われるとちょっと私も足踏みするところはあるのですけれども、空家等対策協議会の中に、例えば地区代表であるとか地区づくり代表であるとか、町内会長とまでは申しませんが、そういった方々も、情報を共有する上で対応できるような体制ということについてはいかがですか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 先ほども空家等対策協議会の件につきましては壇上でもお答えさせていただきましたが、施策の検討であったり実施の検証、さらには対策計画に基づく措置などについて、客観性であったり公平性、専門的な立場から御意見をいただくために設けているものでありまして、実行部隊というものではございませんが、先ほど議員から御指摘のあったとおり、地域の代表の方も入っておりますので、そういった問題があるということであれば、そういった内容についても御相談を差し上げながら、空家対策がよくなるように努めてまいりたいと考えております。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） ぜひ、そういった情報を共有していくという意味でも、強化・充実していただきたいとお願い申し上げます。

あと、空き家のリノベーションで市が買い取るというお話をさせていただきましたけれども、確かに民間でそういう動きがあるから民業の圧迫というわけではないでしょうけれども、それはそれに任せるということもあるのですけれども、要は用途別と申しますか、市なら市、自治体なら自治体で考えることがあるのではないかと思います。例えば、観光や福祉に供するものであったり、一般的な販売ではなくて、そういった意味での目的別いわゆる空き家対策ということも必要なのではないかなど。

様々、今、資金の調達については、いわゆるガバメントクラウドファンディングということも含めて対応していけることを、民間のみならず、目的別の中で当局としても対応していくというのはどうかというものなのですけれども、その辺のところはいかがですか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 空き家対策を充実していく上では、財源を確保するという観点も重要でございますので、提案をいただきました財源を確保する方法などについても、様々これから研究をしてみたいと考えております。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） とにかくその対策については、いろいろな角度から、いろいろな視点で物を見ながら対応していく、民間との協力も必要だと思いますけれども、やはり一定程度アイデアを出していくということも必要だと、当局の方々も必要だと思いますので、ぜひその辺のところ今後よろしく対応をお願いいたします。

次の質問でありますけれども、言わば、新たな鳥獣被害対策課をつくってほしいということの私の願いではありますが、おっしゃるように、

非常に今、体制的にも間に合っているのではないかとは言わないまでも、いろいろな体制のためにやっていると、今後の研究課題であるとおっしゃられました。それは、当局として努力していただくということは当然お願いしたいところなのですが、ただ、私ども被害を受ける側ということになりますと、先ほど引継ぎして云々かんぬんという話が当然ございました。担当が替わるたびにです。そうすると、被害を受けている側、相談をしている側の住民が、また替わってしまったということになってしまうと、一体あのときお話しした話はどうなるのというところの心配が出てくるのです。

だから、そこを継続的に対応するためには、一つの担当課ということも含めてあったほうが、これは市民サービス上も非常にいいことではないかと思うのですけれども、その辺の引継ぎは本当にうまくいっているのでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 これは森林農村整備課、有害鳥獣の業務だけにとどまらず、庁内のあらゆる部署についてはしっかりと引継ぎをして、そのほかの課の支援体制もしっかり取りながら、市民の皆さんの利便性、サービスの提供にしっかりと資していきたいと頑張っているところです。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） 先進地といいますか、大都会周辺のそういう被害対策地域においては、例えばの話なのですけれども、耕作放棄地だったりそういったところを、計画性を持って森林に変えて、野生動物がそこからあまり出てこないような、いわゆるバッファゾーン的な対応も含めて、植林したりということも対応していることを考えると、先ほど演壇でも申し上げましたとおり、広域的な対応も含めて、米沢市にそういう鳥獣被害対策課があるということで、結構対応が可能になるのかと私は思うのです。

どうしても各課にまたがる、そして各課と連携

しているとはおっしゃいますけれども、受益者側からすると、そういったことというのはなかなか見えない、あそこに行けばこうなのだ、あの方にお願ひすればきっと実現してくれるという信頼関係を生む、それから、そういった総合的に各課をまたぐような施策をやるときに、主導してくれる担当ということがぜひ必要だと思うので、今後この研究については、もっともっとひとつつ力を入れていただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 まず、環境整備、バッファゾーン、いわゆる緩衝地帯の整備ですけれども、有害鳥獣の対策として環境整備、捕獲、あとは防除と、そういうふうな3つをバランスよく組み合わせることが大事ですので、御意見のとおり環境整備については非常に大事な視点だと思っております。

一方、職員関係ですが、鳥獣関係になりますと、鳥獣被害防止は農水省の事業になりますし、一般的な鳥獣保護管理になりますと環境省になるという、管轄もそれぞれまたがっているというところもあります。このため、市の有害鳥獣対策連絡協議会におきましては、事務局は森林農村整備課ですけれども、環境生活課であったり農政課、あるいは農業委員会事務局も庁内に入っておりますので、そこをしっかりと調整するのが森林農村整備課、そのように考えておりますので、うまく対策ができるようにしっかりと調整をしていきたいと思っております。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） まず、うまく本当に回るといふことと、市民目線で、みんなが安心できるという体制を今後も求めていきたいし、当局としても研究していただきたいと思ひます。

それでは、最後の大項目の部分でお話ししたいと思います。

昨日来、雨が降りまして、私ハザードマップ上

の土砂崩れ危険地域というところに住んでおります。はらはらどきどきです。これ以上、雨降らないでほしいな。線状降水帯とかスーパーエルニーニョとかの話の聞けば、まさに冷や冷やどきどきなのです。

教育長答弁では、前回、公共施設等総合管理庁内検討委員会、ここで合意を得たと答弁されたと私記憶しております。その時々々の会議録などを拝見しますと、中には、当該地0.5メートルだが、周辺部は0.5から3メートルとちゃんと見ている方もいらっしやったようではありますが、しかし、この種、建物の一般的特性をちゃんと見ているというところもあるのですけれども、決定とか合意という記述は見当たりませんでした。庁議録の中では。これは全会一致ということではなくて——確認ですが——部内で再度検討、つまり宿題を出されていたということではなかったのかなと思いますけれども、いかがですか。その場で決定されていたのですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 全庁的な方針として決定されたと捉えているところであります。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番(影澤政夫議員) 先ほども教育長が述べられましたけれども、一般的な床面の高さということでお述べになってございます。私から言わせると、それって積極的な防災対策ではなくて、例えば、この種、共同調理場の運搬業務の特性からして、トラックの高さということの対応だと思うのです。つまり、1メートルという一般的な床面の高さというのは、防災対策を取らないと言っていることと同じではないですか、違いますか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 共同調理場施設整備における基本計画の中では、当該敷地の立地条件、それから具体的な課題条件を整備して、対応策の検討や事業概要等を示すことで、具体的な設計の指針となるものであります。

一般的というのは繰り返してしまいますけれども、共同調理場の床面の高さ、これが配送車両からの入庫を考慮した場合、1メートルほどと考えられることから判断したところとございまして、床高の決定も含めて、建築物の設計については事業者提案によることとしております。想定浸水深に対する性能要求水準書により示すことで、ハザードマップにあります0.5メートル未満とする浸水への対応は十分可能であると考えています。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番(影澤政夫議員) ちょっと聞き方を変えさせていただきますと、その意味で、今、要求水準書(案)ということについて出されましたけれども、安全性に関する基本的要件という項目がございまして。その中では、アからオまで対応されているわけなのですけれども、ウの耐火災、耐浸水、耐風、耐雪、耐寒、耐落雷、これについての部分で、あえて官庁施設の基本的性能基準に準拠するようにと書いてあります。この意図するところは何か。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 安全性、特に建物施設の耐性についてに関しましては、より重要であるという考えから、詳しくその基準を示して、その水準を記したところとございます。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番(影澤政夫議員) 官庁施設の基本的性能基準はかなり厳しいものがございます、もちろん今回の要求水準書の中には、例えば、かなり厳しくそれに準拠するような項目、B類とかそういったことも含めて的確に表現されているところもございまして。

ただ、このウの項目については、この基準に準拠して必要な性能を確保するという表現のみになっているということですが、要求水準書というのはこれ以上ではないはずで、これ以下でもないはずなので、これで事業者にお願いするものになるはずなのですけれども、そういった意味

からすると、もう少し明確に書かなければならぬ問題ではないですか。基本的性能基準はかなり厳しく書いてありますよ、あれ。それは見なさいよと。ほかの項目はそこに具体的に書いてあると。この違いというのは一体何でしょう。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 共同調理場の施設がどの分類になるかというところ、それを具体的に指示する必要があるものについては明確に指示をしているところであります。

例えば、御質問にありました官庁施設の基本的性能の項目において、景観性等もありますけれども、本施設の計画地が都市計画区域外でありましたり、あるいは景観形成重点地区にもなっていないことから、官庁施設の基本的性能基準の施設の分類がどの分類になるのかとか、基準に記載された説明によって容易に判断できるところについては、具体的な基準については記載していない。

このように指示がないものについては、指示が不要なものでありましたり、指示がなくても判断できるものということで具体的に表記はしていないということであります。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番(影澤政夫議員) なるほど。であれば、その中身というのは具体的に、今、森谷教育管理部長の御答弁からすれば、事業者側が具体的にもう常識的に分かるだろうという捉え方だとすると、事業者側はその考え方になるわけなのですけれども、ここは明らかに浸水想定区域であると。0.5メートル、あるいは場所によっては0.5メートルから3メートル、こういう土地なのだからということで事業者が勝手に判断しませんか。ばらばらになりませんか。0.5メートルでいいものを、例えば3メートル基準にする。これ明確にすべきところではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 今後、入札公告等があり

まして、事業者と協議をする中ということになるかもしれませんが、具体的にそこがどのような災害リスクがあるかという点に関しましては、当然ながら設計段階において、事業者のほうでの確に把握をしながら進めると考えておりますので、通常、要求水準書に関しましては、具体的な浸水想定深等については記載していないのではないかなと考えております。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番(影澤政夫議員) 記載していないのではないかなと考えておりますというのも、ちょっと無責任な話だと思いますけれども、それって、だから、PFIということについては民間の活力とか様々なそういう民間の考え方、こういったことも含めて公共施設に応用していく、あるいは資金調達についても明確に、財政負担も少なくて済むようなことを求めているわけでしょう。

ただ、こういう基準というのは求めていいものと、相手の提案を待つものは違うと思うのです。明らかにここは浸水想定区域なのです。学校給食が止まらないような、そういう対策を明確に指示すべきだと思いますけれども、それは事業者側の一般的な考え方を待つのだという御答弁でよろしいですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 基準については、要求水準書には設けております。具体的な数字は入れておりませんが、それに従って事業者のほうは提案をしております。

これに関しましては、先ほど議員のほうからお話がありましたように、50センチメートル未満であれば、床の高さが1メートルなのでそれでいいのではないかということだけではなくて、当然ながら床の高さをもっと上げるとかいった、より積極的な提案も期待できるものと考えておりますので、このまま要求水準書については御提示してまいりたいと考えております。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） そのとおりのことでいけば、事業費の今回の予算計上について39億何がしですよね。そういう提案がなされる、それを期待するということであれば、その数字はますますかかり増しする場合もあるのではないですか、いかがですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 金額につきましては、事業者は、予定価格の範囲内で要求水準書に定める水準を達成できるように事業提案を行うことになります。

契約額がまず予定価格を超えることはないという事は御理解いただきたいと思えますし、なお、事業契約額の変更につきましては、今後の金利の変動でありましたり、あるいは、関係法令の改廃などがあつた場合には必要となりますけれども、そうしたことについては、今後作成する契約書等で詳細に定めていきたいと考えております。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） 総体の予定額は、変更はないということによろしいんですね。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 はい。予定価格については、その予定価格の範囲内で御提案を頂戴するという事になります。

○相田克平議長 影澤政夫議員。

○8番（影澤政夫議員） 変更がないということで今お聞きしましたけれども、私としては、今後こういった部分でPFIという部分を遂行する上で、民間の事業主のほうの様々な提案というのは今後出てくると思えますし、その都度、議会にも提示されるのかなと思えますけれども、予算特別委員会もごございますので、その辺のところ再度伺いする場合も出てくるかもしれませんので、私からの質問はここで終わります。

○相田克平議長 以上で8番影澤政夫議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 0時02分 休 憩

午後 1時02分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、地域防災力の強化に向けた取組について、23番齋藤千恵子議員。

〔23番齋藤千恵子議員登壇〕（拍手）

○23番（齋藤千恵子議員） 皆様こんにちは。

一新会の齋藤千恵子です。

初めに、本日はお忙しい中、また、雨で足元の悪い中、傍聴にお越しく下さいました皆様、本当にありがとうございます。

さきの統一地方選挙におきまして、市民の皆様から温かい御支援をいただきまして、4期目務めさせていただけることになりました。本当にありがとうございます。改めて心から御礼を申し上げます。

今回は、何分にも2年ぶりの一般質問でありますので大変緊張しておりますが、私の思いが何とか伝わりますように精いっぱい質問させていただきます。

さて、6月も半ば、東北地方も梅雨入りし、例年より早い梅雨入りのようです。梅雨の時期は、農業用水を確保する重要な時期ではありますが、近年は、線状降水帯や大型の台風による集中豪雨で大規模な災害が発生しています。

また、今年、1923年9月1日に発生した関東大震災から100年、節目の年です。首都直下地震や南海トラフ地震が懸念される今、改めて自分事として防災・減災について考える必要性を感じ、この質問といたしました。

今回は、地域防災力の強化に向けた取組について質問させていただきます。

昨今の災害が、激甚化・頻発化する中で、自分

の命は自分で守る、このことが大原則であります。が、自助・共助・公助の力で、災害時でも誰一人取り残さないように、そんな仕組みづくりについて当局の取組をお伺いしたいと思います。

この根底には、地域防災力を高めることは、地域のまちづくりをより豊かにすることにつながるものであるという考えがあります。防災・減災もまちづくりなのです。日常の営みと災害への備えを重ね、足元から着実に備え、総合的な観点から取り組むことが重要と考えます。

まず、小項目1つ目、マイ・タイムラインの市民への普及促進についてお伺いいたします。

ハザードマップで自らの災害リスクを確認し、その上で、災害時、自分自身が取べき行動を時間の流れに沿って整理するマイ・タイムライン(私の避難行動計画)の作成は大変有効な取組であり、その有効性は全国で災害時実証されています。

マイ・タイムラインは、自治体と自主防災組織間の防災行動をつなぐツールとして、災害時の住民の役割をあらかじめ明確にしておくことで、被害を最小限に抑えるのが狙いと言われています。

つまり、マイ・タイムラインの普及は、逃げ遅れを防ぎ、命を守る重要な鍵です。その重要性を市民の皆様はどう広報し普及させているのか、具体的な取組についてお知らせください。

本市のホームページ上では、風水害に備えるマイ・タイムラインをつくるためのひな形が示されています。「〇〇家マイ・タイムライン」と作り方が丁寧に文章で示されておりますが、果たしてどれだけの方が、このひな形を見てつくられているのかと疑問にさえ思うところです。

常日頃から地域を知ることや、ハザードマップをチェックし、自分の住んでいる場所の浸水の可能性、最寄りの避難場所や避難経路を確認しておくことが必要です。だからこそ、マイ・タイムラインの作り方を手軽に学べる動画配信はいかがでしょうか。できれば、配信時間はできるだけ短く、分かりやすい動画を配信していただきたいと

思いますが、いかがでしょうか。

次に、小項目2つ目、地域コミュニティの防災力向上に向けた取組についてお伺いいたします。

地域住民が自主的に活動し、お互いに支え合う共助を柱とした地域防災力向上に向けて、1つは自主防災組織の充実強化、そして2つ目は、市民にとって、災害から市民の生命や財産を守るかけがえのない重要な組織である、消防団の団員確保等の施策を積極的に推進していただきたいとの観点から質問させていただきます。

私は、令和2年9月定例会において、平素における市民の災害情報リスクの把握の促進について質問し、まだ市民に十分浸透していないので、今後も平時から災害に備えていただくよう周知していくとの答弁をいただきました。

様々な取組をしていただいたものと思いますが、丸3年続いたコロナ禍で地域コミュニティが薄れ、思うように進まなかったのではないかと危惧しております。現状はいかがでしょうか。

米沢市まちづくり総合計画後期基本計画第5章安全安心に暮らせるまちづくり、その中で、施策の目指す姿として、「市民が平常時から防災に強い関心と深い理解をもつ、災害に強いまちを目指します」とあります。

その具体策として、自主防災組織率を令和4年の70.4%から令和7年に100%とする目標設定ですが、具体的な組織率アップの方策をお示してください。

私は、防災・減災について何かできることはないかと考え、防災士の資格を取り、少しずつですが実践しているところです。本市議会では、山田富佐子議員、木村芳浩議員、堤郁雄副議長、関谷幸子議員が防災士の資格を取り、危機感を持って日々取り組んでいるところです。

今回の質問では、東日本大震災後の防災対策、災害対策基本法の改正に伴い、平素の準備と災害時の行動計画を、地域コミュニティが主体となって立案・実践するための地区防災計画の推進を、

行政としてどう支援していくのかお聞かせ願います。また、推進している事例などあったら御紹介ください。

次に、消防団の団員確保についてお伺いいたします。

消防団は、地域の実情に精通した地域安全の核として必要不可欠な組織であり、平素はなりわいを持ちながら、崇高な郷土愛護の精神に基づき消防活動を行っています。その団員の確保には、全国的に御苦労なさっていらっしゃるようですが、本市の消防団員確保の現状と課題についてお知らせください。

また、本市は、言うまでもなく学園都市です。大学という短い期間にはなりますが、大学生等の消防団の参加を促進することも、地域防災の担い手という観点で推し進めてはいかがでしょうか。一般に、防災への関心が薄いと言われている大学生に、消防団への参加を促すことはなかなか困難であるとは思いますが、入団促進につなげるためにどのような手だてをお考えか、お伺いいたします。

次に、小項目3つ目、学校における災害対応力の向上に向けた取組についてお伺いいたします。

自然災害に対する学校防災体制の現状をお知らせください。コロナ禍もあり、学校の防災体制が地域になかなか分かりにくいこと、見えにくいことは否めません。また、実践的な防災教育の推進についてもお伺いいたします。

災害は、いつ、どこで起きるか分からない。自分で状況判断し、逃げ切るための方法を教え、実行できるスキルを身につけさせ、行動できる子供をぜひ育てていただきたいと思えます。そこで、本市の学校教育における防災教育の現状をお伺いいたします。小学校、中学校における具体的な取組についてお知らせください。

国は、防災教育を第3次学校安全の推進に関する計画の柱に位置づけるなど、防災教育新時代と認識しています。これは、全ての子供が災害から

命を守る能力を身につける防災教育の実施と認識していますが、本市の御所見をお伺いいたします。

また、米沢市地域防災計画の見直しで、学校教育における防災教育の修正箇所と具体的な対応についてもお知らせください。

次に、小項目4つ目、防災DXの導入を推進させる取組について質問いたします。

想定を超える自然災害が頻発する中、防災の分野で、人工知能(AI)などの最新技術を活用したデジタルトランスフォーメーション(DX)を進める自治体が広がっています。

相次ぐ災害発生に備えてデジタル技術を取り入れて、防災の領域でもDXを推進させる取組を本市でも計画的に導入してはどうかと考え、提案するものです。確かにDXを推進させるには、導入時、人手も、そして多くの予算も必要になりますが、どのようにお考えですか、お伺いいたします。

防災DX、身近なところでは、スマホなどを使って、自分のいる場所が、ハザードマップ上でどれだけ危険なのかを瞬時に把握することができるなど、全国的には防災アプリを導入している自治体も多くあります。命を守る行動につながる防災アプリの導入などをどのようにお考えでしょうか。

また、ドローンの活用は、本市では、置賜広域行政事務組合のドローン2機を災害時お借りしているようですが、今後、本市ではドローンの購入予定はありますか。もし導入するなら、各課横断で使用する計画はありますか、お尋ねいたします。

次に、小項目5つ目、外国人への防災啓発についてお伺いいたします。

外国人の中には、日本人と違い全く防災の知識も避難訓練の経験もない人が少なくないとの話を聞くにつれ、言葉が通じないので、安全な避難や避難所生活でのコミュニケーションや情報収集が困難なことは否めません。だからこそ、命を守るために必要な情報と、やさしい日本語、簡単な日本語でいかに明確に伝えていくか。今後ますます

増加が見込まれる在留外国人や外国人観光客、その対応の現状と課題についてお知らせください。

最後に、小項目6つ目、災害時のペット同行・同伴避難に対するガイドラインの設定について伺いいたします。

災害時のペット同行・同伴避難については課題も多いわけですが、災害が頻発している現状を踏まえ、本市としてのガイドラインを早急に明確に示すべきと考えます。また、飼い主に対しての日頃からの心構えや備えについても啓発が必要と考えますが、その点はいかがでしょうか。

AI、DXが革命的に進んでいる現在、テクノロジーを用いて、遠隔の安全な場所からの操作も可能です。今はドローンもありますし、自動音声技術もあります。災害で失われる命は、一人でも減らさなければなりません。常日頃できないことは、非常時には絶対できない。自分たちの命を守るために当たり前にする。防災は特別なことではありません。防災を考えることは、人や地域の未来を考えることにつながります。

100年に一度より頻度の低い、まれな災害が起きるとも言われています。予算をしっかりと確保し、市民の皆様の手も借りながら、誰一人取り残さないすべを、市民の全ての皆様の命を守ることができるよう、行政としての積極的な取組をお願い申し上げます。壇上からの質問とさせていただきます。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

〔佐藤明彦市民環境部長登壇〕

○佐藤明彦市民環境部長 私からは、地域防災力の強化に向けた取組についてお答えさせていただきます。

初めに、(1)のマイ・タイムラインの市民への普及促進についてですが、近年、気象変動の影響により、災害の頻発化、激甚化が懸念されています。しかしながら、台風などの風水害は、迫りくる危機を事前に予測することができ、洪水などの水害が発生するまでに災害備蓄品の準備や安全な場所へ避難するため、気象情報・防災情報を

確認することが重要であり、災害の発生するおそれがあるときに自分がどのように行動するのかを自分自身で考え、作成する防災行動計画をマイ・タイムラインと言います。国もその取組をホームページなどで推奨しております。

本市では、マイ・タイムラインの作成方法については、先ほど御紹介もありましたが、市のホームページに「風水害に備えるマイ・タイムラインを作ろう」という内容で紹介をしており、自宅周辺などの河川や浸水想定を記入できるような様式も掲載をしております。

災害から自分の命や家族の命を守るための手段として、より多くの市民の皆様にマイ・タイムラインの作成を検討していただくためには、洪水ハザードマップ等を用いて、居住地などの自ら関係する水害リスクや入手する防災情報を知ることから始まり、避難行動に向けた課題に気づくことを促し、どのような行動をするかを考える場面を創出することが重要となりますので、広報よねざわでの周知や出前講座での実践的な講習会等の機会を多く設け、マイ・タイムラインの作成を推進していきたいと考えております。

次に、(2)の地域コミュニティの防災力向上に向けた取組についてですが、地域で協力して助け合う自主防災組織につきましては、組織率100%を目標として取り組んでおりますが、令和5年4月1日現在の組織率は70.7%で、特に市街地の自主防災組織率は低い傾向となっております。

組織率向上のため、コミュニティセンターには組織化への協力を依頼しておりますが、人口減少に伴う町内会組織の高齢化、若い方の町内会活動への参加率の低下が要因であるとお聞きしております。

また、これまで新型コロナウイルス感染症により、町内会活動も中止・自粛を余儀なくされ、人と人の接触が制限されたことで、住民同士の交流が少なくなったことも影響しており、この3年間は、自主防災組織についての話合いの場がない

状況にあったと思われます。

そのため、今年度におきましては、町内ごとの自主防災組織の設立だけでなく、地区全体を連合会として組織化する、または複数の町内会が一つになって組織化するなど、以前から組織化についてお願いをしているところではございますが、コミュニティセンターの御協力をいただきながら出前講座を開催し、町内会などへの働きを強化してまいります。

次に、地区防災計画の作成状況については、229の自主防災組織中、43組織が作成しており、作成率は約19%となっております。まだまだ進んでいない現状にあります。

先進的な取組をしている東部地区では、連絡協議会を結成し、代表者が県防災アドバイザーという強みを生かし、地区防災計画に準じる計画を作成して精力的に取り組んでいるという、お手本となる好事例もありますので、他の地域及び自主防災組織に先進事例として紹介するなど、作成率の向上を図ってまいります。

次に、本市の消防団員数は、令和5年4月1日現在、条例定数900人に対し772人が在籍し、充足率は85.8%となっております。

大学生等の消防団参加については、以前は、県の担当部局と共に市内の大学に出向き、入団促進のキャンペーンを行っており、昨年までは山形大学の学生が団員として活動していただいておりますが、現在は参加されている大学生はいない現状にあります。

団員の担い手不足が顕在化している現状にありますので、引き続き、他自治体の事例などを参考にしながら、大学生を含む団員の確保に努めていきたいと考えております。

なお、大学生が消防団に所属した旨の証明書を交付することにより、就職活動の自己PRなどに活用することも可能となりますので、消防団参加促進の手だてとして考えてまいります。

次に、(4)の防災DXを推進させる取組の導

入についてですが、近年、頻発、激甚化する災害に対して、より効果的、効率的に対応していくためには、デジタル技術を取り入れて防災領域においてもDXを推進させる取組が急務となっており、災害時のスムーズな情報連携、避難時の必要物資や医療の提供、復興に必要な支援などが期待されております。

本市での活用事例としましては、関係機関や民間事業者が配信している防災情報や市民がSNSを投稿したものなど、様々な防災情報を一元的に自動集約し、現状分析・把握を行うことができる米沢市防災情報集約システムを活用し、防災情報の収集を行っております。

また、民間企業による各種アプリも数多くあり、その中でもヤフー株式会社とは防災協定を締結しており、緊急時には、本市の様々な防災情報を防災アプリへ直接情報発信することも可能となっております。

さらに、御紹介ありましたが、ドローンの活用として、昨年6月27日の大雨で、入田沢地区内の市道で一部土砂崩れが発生した際には、置賜広域行政事務組合消防本部に協力要請を行い、所有する2機のドローンを活用して災害状況を確認した実績があるほか、8月3日からの大雨では、被害の多かった川西町の調査においてドローンを活用した実績があります。

なお、本市では、建築住宅課でも空き家対策のためのドローンを1機所有しており、他部署での横断的活用を推進しておりますので、災害時の被害状況の確認にも活用できる体制となっております。

今後につきましては、本年5月に東日本電信電話株式会社との間で締結しました、米沢市（置賜地域）におけるレジリエンス強化推進プロジェクトに関する連携協定に基づきまして、災害対策関連業務に係るリスク分析などを行う予定にしていることから、その結果も踏まえながら、より効果的に防災対策を進めるための防災DXの活用を促

討してまいりたいと考えております。

次に、(5)の外国人への防災啓発についてですが、本市に住民登録している外国人は、令和5年3月末現在931名となっており、国別では、ベトナム、中国、韓国の方が多い状況となっております。

防災啓発につきましては、昨年、山形大学留学生に防災の基礎知識講座及び起震車体験の出前講座を開催いたしました。

また、日頃から米沢市国際交流協会(YIRA)の協力をいただきまして、国で作成いたしました「災害から身を守ろう」の外国人向けチラシ防災ガイドを配布していただいております。このチラシは、スマートフォンでQRコードを読み込むことにより、13か国語に対応できるものとなっております。防災の基礎知識から避難までが確認できるものとなっております。

今後は、災害時、言葉の問題などで弱者となり得る外国人避難者の支援が重要と考えておりますので、情報の収集や発信、相談窓口となる災害時の外国人支援センター的な組織づくりを検討してまいります。

次に、(6)の災害時のペット同行・同伴避難に関するガイドラインの設定についてですが、避難所における飼い主の責任や、避難所でのルールの周知を図るなどの受入れ時の体制を整えておくことは、大変重要なことと認識をしております。

災害時における避難には分散避難という考え方があり、行政が指定しました小中学校やコミュニティセンターなどの避難所に避難する方法のほか、安全な場所に住んでいる親戚や知人の家への立ち退き避難、自宅が浸水や土砂崩れの危険がない場合に自宅にとどまる在宅避難といった方法がありますので、ペットを飼養されている市民の皆様には、あらかじめそのような方法が取れないか検討をしていただき、その上で、ペット同伴で避難しなければならない人につきましては、避難所への避難を選択していただくこととなります。

本市では、保健所の指導の下、ペット同行避難について他自治体に聞き取りを行うなど、検討を重ねてまいりました。指定避難所では、動物が苦手な人や動物アレルギーを持っている人など、様々な人が共同生活を送る場所であるため、体育館や教室等の屋内に入れることは残念ながらできないものと考えております。

しかしながら、屋外で雨風をしのげるピロティーを持つ第一中学校、第四中学校、第五中学校、第六中学校、第七中学校の中学校5校では、持参していただいたケージやキャリーバッグ等にペットを入れていただいた上で、飼い主が管理することを条件に受入れを可能としましたが、大型動物や危険なペットを連れた避難者は、避難所への入所をお断りする場合がございます。

避難所においては、飼い主が責任を持って飼育・管理し、それぞれの避難所のルールに従って、ペットを飼っていない人にも配慮していただく注意点などを周知していく必要があることから、広く普及啓発に努めるため、ホームページなどだけではなく、国や県のガイドラインや環境省のペット同行避難に関するリーフレット等を参考にしながら、米沢市独自のガイドラインやリーフレット等の作成も検討してまいりたいと考えております。

私からは以上となります。

○相田克平議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私からは、地域防災力の強化に向けた取組についての御質問のうち、(3)学校における災害対応力の向上に向けた取組についてお答えいたします。

現在、各学校では、危険等発生時における危機管理マニュアルを策定しており、避難時の職員の役割分担や緊急連絡体制、避難経路など、災害発生時の対策並びに防災計画を明記しております。

各学校において、年度当初の職員会議で危機管理マニュアルを確認し、様々な災害を想定した避難訓練を実施するなど、児童生徒の安全確保に関

して職員間での共有を図りながら、学校における防災体制の構築に努めております。

また、災害発生時には、児童生徒を保護者に引き渡すことも必要とされるため、学校では、保護者へメールやホームページなどで状況をお知らせすることや、保護者への引渡しの手順などの体制について学校と家庭で共有しております。

避難訓練については、火災を想定したものや震災を想定したもの、不審者の侵入を想定したものなど、様々な場면을想定して実施しております。

消防署の方に避難訓練のときに来校してもらい、専門的に状況に応じた対応を教えていただくこともあります。また、避難訓練を授業時間だけでなく休み時間に行ったり、子供たちに予告せずに実施したりするといった取組を行っている学校もあり、訓練を通して知識と行動を結びつけるよう各校で工夫し、いざというとき状況に応じて自分で判断し、行動できるよう指導しております。

さらに、授業参観の機会などを利用し、保護者への引渡し訓練を実施している学校や、大規模災害を想定し、地域と合同で防災訓練をしている学校もあり、学校内の体制づくりはもちろん、家庭や地域と連携しながら、児童生徒の安全を守る体制づくりを行っております。

防災に関する学習は、学習指導要領に基づき、教科や特別活動を中心に行っております。例えば、小学校3・4年生社会科では、自然災害から身を守るために地域で行われている共助の取組を、中学校理科2分野では、日本の自然災害や防災対策として、火山活動に伴う地震や緊急地震速報等の事前予知に関する学習を、中学校の保健体育では、自然災害による障害が二次災害によって生じることなどを学びます。

このような学習を通して、子供たちが災害時に起こり得る様々な危険について知り、命を守るための思考力、判断力を身につけ、日常的な備えを行うことができるよう、発達段階に応じて指導しております。

「米沢市地域防災計画の主な修正箇所とその対応」については、児童生徒に対する防災教育の実施と学校における防災訓練の実施が示されておりますが、多くの学校で実践しているものの、改めて防災教育、防災訓練の大切さを今後も学校と共有していきたいと思っております。

学校における防災教育は、様々な危険から児童生徒の安全を確保するために行われる安全教育の一環として行われるものです。令和4年3月に閣議決定されました「第3次学校安全の推進に関する計画」に、「全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付ける」とあります。今後も、訓練や学習を通して様々な状況を想定し、どのように行動したらよいかを考えさせながら、自己判断力を培っていききたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 齋藤千恵子議員。

○23番（齋藤千恵子議員） 御答弁ありがとうございました。

まず、小項目1つ目、マイ・タイムラインの市民への普及促進について、もう一度お伺いいたします。

令和元年の東日本台風の際、国が実施した被害者へのアンケートでは、ハザードマップを見て自宅付近の災害リスクを確認した人とそうでない人とは、避難行動に大きな差が出たそうです。大事なことは、分かりやすい動画を見ながらマイ・タイムラインをつくり、家族で自分たちの命を守るすべを話し合う機会をつくることだと私は思います。

動画は大変効果的な広報です。本市で行っている広報よねざわや出前講座、それに加えて、できるだけコンパクトにまとめた動画の配信をなるべく早くお願いしたいと思いますが、動画配信についてはいかがでしょうか。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 マイ・タイムラインにつ

きましては、今議員がおっしゃったように、各個人や家族などで考える非常にいい機会になると考えておりますし、いざ災害が発生した場合には、そういった準備に基づいてしっかりとした行動ができるための非常にいいツールだなど認識しております。

現在、壇上からもお答えしましたが、ホームページや様々な会合の場等での紹介を進めていきたいと考えておりますが、動画配信についても非常に有効なものと考えております。特に若い方々には情報として伝わりやすいという面もございますし、あとは繰り返しいつでも見れるというところもございますので、しっかりとそういった動画のいいところを使いながら広報できるように、実施に向けて検討させていただきたいと考えております。

○相田克平議長 齋藤千恵子議員。

○23番(齋藤千恵子議員) ありがとうございます。

それでは、小項目2つ目に行きます。

地域コミュニティの防災力向上に向けた取組について、もう一度お伺いいたします。

なかなか市民の皆様浸透していない現状、周知の取組について御答弁いただきましたが、実践的な取組を毎年進めている自主防災会を一つ御紹介させていただきます。

私の地元、愛宕地区の直峰町自主防災会です。昨年、自主防災マニュアルを見直し、新自主防災マニュアルを作成しました。それは、図解を使って、自分はどの行動したらいいのか一目瞭然に分かるものです。現実的な行動ができる組織と行動基準が示されています。災害時、誰がどの時点でどう動くかが町内で共有されているのです。

さらに、素晴らしいなと思っているのは活動についてです。1つは、3月に町内全体で安否確認訓練を行い、災害弱者に声かけを実施しました。2つ目は、自主防災会だよりを全戸に年1回配布。そして、3つ目は、毎月、防災ニュースを隣組回

覧するなど、常に町内会の皆様が防災・減災を忘れない仕組みづくりが図られていることです。

このような自主防災会ほかにあるかとは思いますが、マニュアルの作成のみならず、町内会の皆様が常に意識づけされていること、そして、防災・減災を我が事として捉えている点が、ほかの模範になるものと考え御紹介させていただきました。

そこでお尋ねしたいのは、こうした地区から提案された地区防災計画が、行政が策定する地域防災計画にどう反映されるのか、その連結性についてお伺いしたいと思います。その点はいかがでしょうか。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 大変すばらしい事例を御紹介いただきましてありがとうございます。

地区で作成を今いただいております地区防災計画につきましては、その上位に位置する、市が作成する地域防災計画の下に位置づけられるものだと認識しておりまして、そういった取組が各地区で様々行われることによって、連携しながら、市全体として、防災計画の実効性を高めるような役割を担っていきたいと考えておりますので、お互い切磋琢磨しながら磨き上げるという視点で、今後とも進めてまいりたいと考えております。

○相田克平議長 齋藤千恵子議員。

○23番(齋藤千恵子議員) そうですね、本当に私が今お話ししたのは一例にすぎず、ほかの地区にも様々な活動をしていらっしゃる自主防災組織があると思います。今後とも、地区防災計画が全市にわたって計画されますように思っているところでございますし、また、御支援をいただきたいと思います。

2011年の東日本大震災で行政が大きな被害を受け、被災者への支援提供が滞る中、地域の共助により生活を維持する事例が多く見られ、共助の必要性、重要性が改めて認識されたものと考えています。地域は、日本の防災体制を強化する原動力

として欠かせないものだと、そのように認識しているところでもあります。大事な地域の原動力というところで、大事な存在であるということを再認識して、声を大にして、各地区で地区防災計画の作成を大いに推進していただきたいと思うところでもあります。

次に、壇上からも申し上げましたが、3年続いたコロナ禍で、地域コミュニティが希薄になったことは否めないと思います。ましてや、市民の皆様からは、米沢は災害のないとてもいいところだという声が多く聞かれます。米沢がいいところだということは私も全く同感ですが、安全については誰も保証できません。だからこそ、常日頃からの備えや避難経路の確認などが、命を守る大事な手段になると思うのです。

マイ・タイムライン、そして地区防災計画作成と進めば、次は実際の避難所運営マニュアルの作成と続くわけですが、その作成の段階のことで1つお尋ねいたします。

マニュアルは紙ベースでつくっていると思いますが、文章や図だけの説明では、動線や距離感などどうしても分かりづらい部分があります。そこで、今までのマニュアルをベースにして動画を作成し、ユーチューブで配信する。とても分かりやすいと思います。

避難所運営訓練でも、現場で動画を見ながら実際にやってみる。いつでも、どこでも、誰にでも見える化の仕組みづくりはとても大切だと思います。避難所運営マニュアルや避難所運営訓練に、この動画をつくって導入するということについては、どのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 先ほどもマイ・タイムラインのところでもお答えさせていただきましたが、動画というのは若い人たちを中心に活用が進んでおりまして、非常に伝わりやすいというメディアの特性を持っているかと思しますので、マイ・タイムラインだけにとどまらず、今お話ありました

運営マニュアルなども含めまして、動画作成について、どのような形でできるかというところを研究、検討させていただければと考えております。

○相田克平議長 齋藤千恵子議員。

○23番（齋藤千恵子議員） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次に、2つ目の、大学生等の消防団への参加促進についてであります。既に実施されているとのこと、大変うれしい御答弁をいただきました。

全国的に団員は高齢化しており、最も確保すべき30歳未満の消防団員数が減少しているとのこと。現在の本市の、30歳未満のここ数年の推移をお知らせください。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 本市における消防団の18歳から29歳までの推移でございますけれども、割合的には、令和5年4月1日現在10.1%となっております。その前の令和4年が11%、その前が12.57%ということで、残念ながら毎年1%ぐらいずつ減っている状況で、10%ちょっとのところは18歳から29歳までの団員の構成割合となっているところでございます。

○相田克平議長 齋藤千恵子議員。

○23番（齋藤千恵子議員） ありがとうございます。今後も、地域防災の担い手という観点で、大学生等の参加の促進にぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思うところです。

次に進みます。

小項目3つ目、学校における災害対応力の向上に向けた取組についてお伺いいたします。

東日本大震災が起きて12年。この12年間で、防災教育に対する親御さんや地域からの社会的な需要が大変高まっていると思います。学校における防災組織体制の整備の中で、重要な危機管理マニュアルの作成、見直しについてお聞きしたいと思います。

文部科学省は、学校及び設置者双方に複数の避難場所や避難経路の設定、また、専門家の助言、

ハザードマップを超える災害への備えなどを求めています。本市では、こうしたものの反映状況はいかがでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 学校におきましては、危機管理マニュアルを作成し、非常時に備えるということはこれまでもやっておりますが、今回の第3次学校安全の推進に関する計画に基づきまして、その危機管理マニュアルを見直すサイクルをきちんと構築し、それから、職員、児童生徒、そして保護者などに共有するということ、安全に関する意識を共通のものを持つということ意識しております。

今回の第3次学校安全の推進に関する計画の内容からしますと、より今まで以上に実践的、実効的な安全教育、それから、様々なリスクを踏まえた防災教育訓練というのが位置づけられておりますので、学校それぞれの立地条件や環境にも合わせて、より実効的なマニュアルづくりに取り組んでいるところです。

○相田克平議長 齋藤千恵子議員。

○23番(齋藤千恵子議員) ぜひ真に、本当の意味での実効性のあるマニュアルづくりに励んでいただきたいものと思っております。

先ほど壇上からの御答弁で、防災教育が小学校学習指導要領や中学校学習指導要領に基づいて、100%指導していただいているということが大変よく理解できました。防災教育というと、避難訓練とか防災訓練などを連想しがちですが、防災教育はふだんの教科などの指導でも実施していることが大変よく分かったところです。

まずは、自分で自分の身を守ることを学んで、その子供たちが大きくなったら地域の力になる。子供の時代から防災の意識を高く持つことが、みんなで助け合える強いまちづくりへつながるものと思いますので、今後とも、多方面での防災教育になお一層力を入れていただきたいと思うところです。

それでは次に、順序を逆にして、小項目5番目、外国人への防災啓発についてお伺いさせていただきます。

本市においても、やさしい日本語や簡単な日本語について認識なさっていらっしゃるということで、少し安心したところです。

1995年1月17日に起きた阪神・淡路大震災の被災者のうち、日本人と外国人で比べてみると、亡くなった方が約2倍、負傷者が約2.4倍と、明らかに外国人の方のほうが高い割合で被害を受けてきたことが分かります。

また、2005年に行った実証実験の結果も大変興味深いものがありましたので、一つ御紹介させていただきます。

2005年10月に弘前市で、やさしい日本語の有効性の検証実験を行い、参加した外国人は17か国からの留学生88名。留学生をAとBのグループに分けて、Aグループには、普通の日本語で「頭部を保護してください」という指示を、Bグループでは、やさしい日本語で「帽子をかぶってください」という指示を与えました。

その指示に従えたかどうかという成功率は、普通の日本語「頭部を保護してください」の指示の場合は10.9%の成功率、一方、やさしい日本語「帽子をかぶってください」と指示したほうは何と95.2%と、結果は顕著でした。

災害時の被害を最小限に食い止める減災の取組として、情報弱者となりがちな外国人の方々はどう広報するか、情報発信の方法についてお尋ねしたいと思います。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 本市におきましては、地元で3つの大学があるということで、非常に多くの外国人の方が本市にお住まいであるという状況だと認識しておりまして、議員がおっしゃるとおり、その方々に的確に情報を伝えていくためには、ということ、常日頃から周知に努めていく必要があると考えております。

そういった意味では、壇上からも御紹介させていただきましたが、国際交流協会には様々な国の方が協会のメンバーとして参画をされておりまして、いろいろな言語の方がいらっしゃいますので、まずはそういった皆様に御協力をいただきながら、外国人の方にしっかりとメッセージし、周知が届くような方策を模索していきたいと考えておるところでございます。

○相田克平議長 齋藤千恵子議員。

○23番(齋藤千恵子議員) ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、小項目6つ目、災害時のペット同行・同伴避難に関するガイドライン設定について、もう少しお尋ねさせていただきます。

山形市では、避難所におけるペット同行避難に関するガイドラインを示しています。その中できちりと、ペット飼養——飼って養うという意味の飼養です。ペット飼養のルールの遵守をうたっております。

先ほど壇上からの御答弁をいただきましたが、様々ガイドラインの検討をさせていただいているということでありましたが、いつ頃をめどにガイドラインをきちっと示していただけるのか、お伺ひしたいと思います。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 ペットに関するガイドラインにつきましては、既に国でも作成をしておりますし、それを準用する形で県でも作成をしておりますので、ひな形がもうほぼ出来上がっている状況で、それに併せて本市の特性を加味した上で、修正を加えるということで作成は可能だと考えておりますので、できるだけ速やかに作成をし、周知に努めてまいりたいと考えております。

○相田克平議長 齋藤千恵子議員。

○23番(齋藤千恵子議員) ガイドラインという質問を何回もここの議場でも行いましたので、ぜひガイドラインをきちっと示していただきたいなと、それも早急に示していただきたいなと強く願

うところでもあります。

もう一つ、山形市のガイドラインの中で、飼い主の対応、しつけなど、細かく示されているものを拝見しました。先ほども申し上げましたが、これらの啓発普及活動、これからますます必須になってくると思います。全国でも積極的な啓発普及を行っている自治体は多くあるわけですが、先進事例などを見ながら、こうした先進事例を取り入れる御予定などおありでしょうか。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 先ほど答弁の中でも触れさせていただきましたが、本市においては、ペット同行を受け入れる検討の中で、どうしても同一の建物の中に、ペット同伴の方と一般の方と一緒にというのは難しいというところで、ピロティーがある中学校にのみ今のところ限定をしておりますし、そういった部分も含めまして、まだまだこのペット避難に関するところについては、先進事例との隔たりもございますので、しっかり勉強させていただきながら、何ができるのかを少しずつ検討しながら実現させていきたいと考えております。

○相田克平議長 齋藤千恵子議員。

○23番(齋藤千恵子議員) それでは最後に、小項目4つ目、防災DXを推進させる取組の導入についてお伺ひいたします。

防災DX、いつ起きてもおかしくない大規模災害への備えとして、全国で推進が急がれているわけですが、その防災DXのメリットと課題についてはどのようにお考えでしょうか。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 防災DXのメリットに関してでございますけれども、いざ災害が発生すると、様々な情報や人の動きなどが瞬時に集中して入ってくるわけでございますので、そういった情報をしっかり分析して正確な判断をしなくてはならないという意味で、こういった防災DX、デジタル技術を使うというのは非常に有用かと思いま

す。

例えばドローンでも御紹介させていただきましたが、人が行けないような場所の情報を、しっかりと瞬時に情報としての確に捉えられるという点で、このDXについては非常に有効かと思いますので、こちらにつきましても引き続き様々な技術の勉強をしながら、取り入れる方向で検討を進めさせていただきたいと考えております。

○相田克平議長 齋藤千恵子議員。

○23番(齋藤千恵子議員) そうなんですよね。やはり自治体の対応だけではなかなか、財政的にも専門的人材にもいろいろ限界があるのではないかと考えております。

先ほど壇上より、災害協定を結んでいるところの防災アプリの導入を検討中の御答弁をいただいたわけですが、私ども議員も以前、議員研修会で、南陽市の避難所状況WEBアプリの開発・活用状況をお聞きしてきたところです。防災アプリというのは数多くあるわけですが、本市が多く数のアプリの中からこのアプリを選んだ理由を、もしありましたらお知らせください。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 現在、様々な民間から防災アプリというのが出ておまして、いろいろな特性を持っているとお聞きしております。その中で、ヤフー株式会社の防災速報アプリにつきましては、連携協定を結ぶ中で、独自の情報をその防災アプリの中に流していけるということで、より多くの市民の方に瞬時の情報が伝わるということで、非常に有用かということで現在こちらを選ばせていただいて、運用させていただいております。

そのほかの防災アプリ、NHKですとか気象台等の防災アプリなども紹介させていただきながら、市民の方にはいろいろな選択肢を持っていただいて、いろいろな情報が収集できるよう案内をしておりますので、そういった形で瞬時の情報伝達について今後とも努めてまいりたいと考えております。

○相田克平議長 齋藤千恵子議員。

○23番(齋藤千恵子議員) ありがとうございます。一日も早い導入と、そして周知のほうもよろしく願いいたします。

最後になりますが、防災・減災に関して明確なビジョンと市長の強いリーダーシップの下、しっかり予算を確保し災害に強いまちづくりを、災害時でも誰一人取り残さないための仕組みづくりを、スピード感を持って推し進めていただきたいと思います。強く思うところでありますが、最後に市長の御所見をお伺いできればと思います。いかがでしょうか。

○相田克平議長 中川市長。

○中川 勝市長 昨年8月の大雨、豪雨災害を受けて、本当にあの災害を教訓として、今、議員から質問のあったこと、また担当部長が答弁したことを踏まえて、しっかりと市民の皆さんの生命・身体・財産を守っていくと、そのための防災・減災対策というものは必要であると思っておりますので、当然そういった対応を、予算措置も含めてしていかなければならないものであると思っております。

と同時に、本市だけでは、自治体だけではどうにもならない、できない問題もあります。例えば、昨年の暮れ、大みそかに起きた鶴岡の土砂災害的なものもあります。そういったことで、我々市長会としましても、国のほうにそういった土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、米沢も相当ありますので、そういった部分については急傾斜地の崖地崩壊、そういった防止工事等についてもしっかりと国の予算でやっていただき、そして住民の生命・財産を守っていくと。そういった要望もしておりますけれども、何よりも重要なのは、行政と市民が一体となって、この防災・減災に取り組んでいくことが必要であると思っておりますので、今後ともよろしく願いをいたします。

ありがとうございます。

○相田克平議長 以上で23番齋藤千恵子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時13分 開議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に進みます。

一つ、農業振興について外1点、12番古山悠生議員。

〔12番古山悠生議員登壇〕（拍手）

○12番（古山悠生議員） 至誠会の古山です。

まずは、お忙しい中、傍聴に来ていただきまして誠にありがとうございます。

私で、6月定例会の一般質問も最後となりましたが、あしたからは楽しい週末です。最後までお付き合いいただければと思います。

さて、今年度より新たな議員も増え、今定例会でも非常にフレッシュな議論が交わされました。私は2期目となりましたので、若干見飽きたかもしれませんが、鮮度が落ちたと言われぬように、私もフレッシュな質問を心がけてまいりたいと思います。

それでは、私からの2期目最初の質問は、農業振興についてです。

質問に入る前に、今年7月をもって伊藤精司農業委員会会長が御勇退されますが、これまで農業振興に御尽力をいただいたことに心から敬意と感謝を申し上げます。これまで本市の農業は、伊藤会長をはじめとする諸先輩方の御尽力によって発展してまいりました。これからもその思いを引き継ぎ、さらなる発展へとつなげていかなければならない、そんな思いを込め質問に入りたいと思います。

本市農業の指針となる米沢市農業振興計画が平成27年度に策定され、計画期間は10年ですので、来年度が最終年度となります。その中で、農業産

出額の目標を55億円から73億円に増額することが設定されていますが、昨年度の農業産出額は幾らか。また、稲作などの土地利用型作物は27億円を維持し、野菜や果樹などの園芸作物は9億円から13億円に、畜産は19億円から33億円へと増額する目標を設定されていますが、それぞれどのように推移しているのかお伺いいたします。

続いての質問です。

近年、農業では高齢化や後継者不足が進んでいる一方で、新規就農者は増加傾向にあります。山形県の新規就農者動向調査によると、令和4年度の新規就農者数は358人となり、調査を開始した昭和60年以降最多となりました。また、令和2年度から3年連続で350人以上となり、東北では7年連続で1位となっています。

近年の特徴として、雇用就農者の割合が高い傾向にありましたが、本年度は自営農業者が増加し、雇用就農者より人数が多くなっています。新規就農者が増加した理由としては、国の支援策に加え、県や市町村が独自の支援策を展開し、きめ細やかなサポートに取り組んでいることや、地域主体の研修受入れ体制の充実などが挙げられますが、農業分野での担い手不足はまだ深刻です。今後さらなる支援が必要だと考えますが、本市独自の新規就農者への支援策はどのようなものがあるのかお伺いいたします。

次に、有機農業の産地づくりについてお伺いいたします。

以前にもお話ししましたが、私の父親は30年以上前から有機農業に取り組んでいます。当時は、周りから変わり者と言われ、有機農業の認知度は大変低いものでした。しかし、今では、環境に対する意識が高まり、各地で有機農業への取組が加速しています。

国では、みどりの食料システム戦略を打ち出し、2050年までに農薬の使用量を50%、化学肥料の使用量を30%削減するとともに、有機農業に取り組む面積を100万ヘクタールに拡大するなどの目標

を掲げています。

米沢市も、持続可能な農業振興と環境負荷低減を目指し、オーガニックビレッジ宣言を今年3月に行いました。これを契機に、有機農業の産地づくりが推進していくものと期待していますが、具体的にどのような事業を展開していくのかお伺いいたします。

続いての質問です。

本市では、学校給食における地産地消を効率的に推進するために、地場産農産物供給事業を実施していますが、より地産地消を推進するためには、本市の農家から農産物を買取り、給食に提供する仕組みづくりが必要であると考えます。

以前にも同様の質問をし、教育長からは、地域産食材を積極的に活用し、地域とのつながりも大切にしたいとの前向きな答弁がありました。今回は農政課に、実現に向けてどのようなことが課題となるのかお伺いいたします。

大項目1、最後の質問です。

平成18年度より実施されてきた田んぼアート事業が今年度をもって終了します。水田をキャンパスに見立て、色彩の異なる稲により毎年異なる絵柄を描くこの壮大なアートは、初夏から秋にかけて本市の風物詩とも言える事業です。私も毎年参加していますが、今年も市内外から多くの方が参加されましたが、田んぼアートの終了を惜しむ声が多く聞かれました。今年度、田んぼアート事業が終了する判断に至った要因は何か、また、今後復活する可能性はあるのかお伺いいたします。

続いて、大項目2の質問です。

米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画は平成30年に策定され、最終的には小学校8校、中学校3校に統合される計画になっています。

一方で、実際には当初の想定以上に人口減少が進み、児童数や生徒数が減少しています。小学校においては、多様な人間関係を築くためにクラス替えを可能とする各学年2学級以上の12学級を適正規模としています。令和9年度に統合予定の

広幡・六郷・塩井の統合小学校は、開校時点で全校児童数が162名と、既に1学年1クラスになることが見込まれています。

現在、本市の出生数が年々急激に減少していることを考えれば、他の小学校でも将来同様の状況が起こることが想像されます。このまま人口減少や少子化が進んだ場合、計画に変更は生じないのか、また、計画の見直しの必要性についてどのように認識しているのかお伺いいたします。

さらに、現在本市では、1つの小学校から複数の中学校に進学するケースがありますが、この計画ではこうした状況を解消し、より小中一貫教育を推進するために、小学校卒業後に同じ中学校に進学できるように学区が変更されます。

そこでお伺いしますが、中学校の学区が変更されることにより生じる課題は何か。現在、統合に向けて各地区で地元代表者協議会が開催されていますが、そこではどんな意見が出たのかお知らせください。

演壇からの質問は以上です。御答弁よろしくお願いたします。

○相田克平議長 安部産業部長。

〔安部晃市産業部長登壇〕

○安部晃市産業部長 私からは、1、農業振興についてお答えいたします。

まず初めに、(1)の本市の農業産出額はどのように推移しているのかについてですが、農業振興計画の中では、最終目標年度である令和6年度に農業産出額を73億円とし、それぞれに対応した施策に取り組んでまいりましたが、計画の中間年である令和2年度に前期5年を振り返り、重点取組事項を見直した経緯がございます。

このような中で、基準としている平成26年度の農業産出額は約54億円となっており、その後も年々増加傾向で推移し、令和元年度には約69億円となっており。令和元年度以降は、新型コロナウイルス感染症などの影響により下落傾向となりましたが、昨年度集計いたしましたところ、約

70億円まで回復しております。

分野別の農業産出額で申し上げますと、米、大豆、ソバなどの土地利用型作物は、平成26年度の約27億円に対し、平成27年度から令和元年度までは約30億円前後で推移していましたが、令和2年度は約27億円と減少に転じ、米価下落が進んだ令和3年度はさらに23億円、令和4年度は8月の豪雨などの影響により約24億円と減少しております。

野菜や果樹、花卉などの園芸作物については、平成26年度から平成29年度までは約7億円で推移していましたが、令和3年度は春先の低温や降霜の影響、昨年度はひょう被害の影響により果樹の産出額が落ちたことから約5億円となっております。

次に、畜産についてですが、平成26年度時点では約20億円でしたが、大規模酪農家が規模拡大を図ったことで令和元年度には約34億円と増加いたしました。しかし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により約31億円と減少に転じましたが、養豚事業者の新農場稼働や米沢牛の取引価格も回復基調となったことから、令和3年度以降は増加傾向で推移をし、昨年度は約41億円となっております。

このように本市の農業産出額は、新型コロナウイルス感染症などが落ち着いてきたことから、以前の水準まで戻りつつあると考えておりますが、特に土地利用型作物や園芸作物については、天候などの影響を受けやすいこと、豊作のときは価格が鈍くなることもありますので、今後も農業産出額の推移について注視し、農業振興に取り組んでまいります。

次に、(2)の新規就農者への支援策はどのようなものがあるかについてですが、新規就農者への支援としましては、市が認定する認定新規就農者に対して、市単独事業の「未来を拓く農業支援事業」におきまして、新たな栽培方法などの導入に対して100万円を上限に、事業費の2分の1の額

を補助する取組を実施しております。

また、今年度から、市単独の新規事業として、親元就農支援交付金事業を実施いたします。これまで、親元就農による農業経営者については支援が不十分な状況にありましたが、このたび新たに親元に就農した方を対象に、営農意欲を持って営農に取り組んでいただくことを主な目的として、激励金として20万円を交付する支援制度を創設したものです。

このような市独自の支援策のほかにも、国では、新規就農者育成総合対策事業において、経営開始資金として、経営が安定するまでの最大3年間、年間150万円を定額交付する事業を実施しておりますし、県におきましては、元気な地域農業担い手育成支援事業において、認定新規就農者を対象に、機械導入などに対して500万円を上限に、事業費の2分の1の額を補助する支援策を行っております。

今後も新規就農者の皆様には、国、県、そして市の支援策の概要やメリットを十分周知した上で積極的な活用を促していくとともに、新規就農者数の増加と経営安定に向けた支援の充実に努めていきたいと考えております。

次に、(3)の有機農業の産地づくりに具体的にどのように取り組んでいくのかについてですが、本市では、昨年6月、有機農業の生産から消費まで一貫した取組を推進するため、生産者、流通・加工業者、消費者、学術機関などを構成員とした米沢有機農業産地づくり推進協議会を設立いたしました。

本協議会では、国の支援策であるみどりの食料システム戦略緊急対策交付金を活用し、有機農業実践者の後押しと有機農業拡大の推進に取り組み、本年3月23日には、県内で初めてオーガニックビレッジ宣言を行い、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする米沢市有機農業実施計画を策定したところです。

今年度の取組としては、有機農業の担い手確保

事業をはじめとした4つを柱として取り組むこととしております。

まず、1つ目の柱は有機農業の担い手確保事業で、栽培技術研修会や慣行栽培から有機栽培への転換に必要な経費の一部補助などを、2つ目の柱である有機農産物等の流通拡大事業では、有機農産物を使った加工品開発に向けた試作品の製作等の計画を、3つ目の柱である有機農産物の消費拡大事業では、市内でのマルシェ開催や市内消費者を対象とした講演会の開催等を、4つ目の柱では米沢らしい有機農業への取組で、米沢牛等の堆肥や米沢鯉などを活用した資源循環型農業の構築に向けた耕畜連携の強化や、有機肥料に関する研修会を計画しているところです。

また、昨年度に引き続き、米沢地域有機農業推進協議会及び米沢有機農業産地づくり推進協議会の事業として、学校給食への有機栽培米の提供を行うこととしており、今年度は計3回の提供を予定しております。

今後、両協議会が一体となって、流通・加工業者、消費者と連携した取組を進め、有機農業の拡大と有機農産物の消費流通を推進してまいります。

次に、(4)の学校給食に本市農産物を供給する仕組みづくりができないかについてですが、現在、学校給食における地産地消の取組としまして、米沢青果株式会社に業務を委託し、学校給食における地場産農産物供給事業を実施しております。

これまでは、オカヒジキ、キュウリ、トマトなど13品目でありましたが、今年度からは新たにラ・フランス、サクランゴ、雪菜、豆もやしの4品目を追加し、計17品目について取組を進めているところです。

この事業は、各学校からの対象品目の共同購入の注文を受け、米沢青果株式会社が地場産の農産物を確保し、各学校の納入業者に納品することで、地場産野菜の学校給食への提供を行っているものですが、課題といたしまして、ジャガイモやニン

ジンなどの重量野菜については、市場の生産部会の体制が十分でないことから提供できないなど、今後体制づくりを進めていく必要がございます。

次に、(5)の田んぼアート事業が終了する理由は何かについてですが、田んぼアート体験事業は平成18年度から実施しており、今年度で17回目の開催となります。本事業は、地元の住民や小学校、米沢観光コンベンション協会、山形おきたま農業協同組合、農協青年部、関係機関、市などで構成する田んぼアート米づくり体験事業推進協議会を設立し、体験事業として田植の体験と稲刈りの体験を実施し、毎年約200人の方に参加いただいているものです。

本事業は、市内に加え、市外や県外（宮城県、福島県、東京都）などからも多くの方に御参加いただいておりますので、お子様から高齢者まで幅広い年齢層の方が、体験事業を通じて農業への関心と理解を深めるとともに、交流人口の拡大などによる地元のにぎわいづくりや地域経済の活性化に寄与しているものと考えております。

しかしながら、展望台が設置から18年以上経過し老朽化が進んでいること、展望台からの眺望が、途中の民地の樹木の成長により十分に確保できなくなっていること、農協青年部の方々が、家業の農業経営の中で主体となって営農する立場になったことで、農繁期に行う田んぼアートに協力できにくくなってきたことなどの理由により、昨年度協議会で検討した結果、残念ながら今年度を最後に終了することとなりました。

先月の5月28日に行われました田植の体験では、参加された方から終了を惜しむ声も私どももいただいたところですが、田んぼアートを実施するためには、観覧に適した場所と水田などの確保、そして地域が主体となって取り組める体制が必要と考えますので、まずは一旦終了することに御理解をいただきたいと思います。

私からは以上です。

○相田克平議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私からは、2、米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画についてお答えいたします。

初めに、(1)米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画の見直しは必要ないのかについてお答えいたします。

現行の米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画は、平成30年度から令和19年度までの計画となっています。中長期的な視点から、適正規模・適正配置に関する基本的な方向性と課題の解決に向けた施策を掲載しているものです。

この基本計画に掲げる各取組の進捗状況についての確認と、その点検を踏まえた施策の練り直しや新たな取組の検討といった作業を行いながら、基本計画自体の修正といった必要性も出てくるものと考えております。

また、この基本計画においては、児童生徒に関する現状把握と将来的な予測を踏まえながら、子供たちが安心して学ぶことのできる環境、さらには、効果的で良質な教育が提供できる環境を整えて、将来にわたって持続させることを目指しております。そのような中で、特に児童数及び生徒数の減少といった実情については、将来的な予測を行う上で極めて憂慮すべき状況であると認識しております。

ただ一方で、この基本計画に基づいて取り組んでいる本市の小学校、中学校の再編におきまして、学校における日常的な活動である学習活動、部活動をはじめとした様々な学校教育活動を行うことができ、円滑な学校生活が維持できると認められるのであれば、小学校及び中学校における適正規模は保たれているとすることができるものと考えております。

このように、児童生徒数が減少した場合であっても、適正な学校規模が確保されていると認められるのであれば、それをもって直ちに基本計画の見直しをしなければならないといったものではない

と考えております。

しかしながら、児童生徒の増減といった数字的な状況とは別に、子供たちを取り巻く社会の情勢や一人一人の個別事情に応じて、教育方針や教育環境の在り方については、現状を的確に把握しながら、よりよいものにしていく不断の努力が求められるものであり、そのためには、基本計画に掲げる各取組の見直しも必要になる場合があると考えております。

基本計画においては、計画期間を20年間として、おおむね5年をめぐりに検証を行い、必要に応じて見直しを行うこととされております。現在の計画が策定されてちょうど5年が経過したことから、最新の状況を把握し、あわせて、現行計画の取組の点検をしながら見直しをしてみたいと考えております。

次に、(2)中学校の学区が変更されることにより生じる課題は何かについてお答えいたします。

現在、学校の再編に伴い閉じることとなる学校区ごとに、地元代表者協議会を開催しております。これは、閉じることとなる当該小中学校の学区内にある地区の代表の方、学校PTAの代表の方、また、各学校の同窓会や教育後援会といった学校を支援していただいている組織の代表の方に参加いただき、学校長もメンバーとして加わり、学校を閉じることによる御不安や御心配に関する御意見をお出しいただきながら、新たな学校の在り方についても御意見をいただく場としております。

その中で、中学校の学区の変更については、現行の基本計画の一つの柱でもある「一つの小学校から一つの中学校へ」と進む環境を整えることによる小中一貫教育のさらなる推進に関し、たくさんの方の賛同の言葉をいただいております。小中一貫教育の重要性を改めて痛感しております。

また、学区の再編に当たって開催している地元代表者協議会において、統合により学区が広がり、学校までの距離が長くなる場所も出てくることから、通学の安全の確保につい

ては多くの意見をいただいているところです。

そのほかに、統合による新たな学校を創設し開校することになることから、統合に関わる子供たちが統合前からできる限り仲よくなって、期待を持って新たな学校生活をスタートできるように取り組むことが必要であるといったことや、新たな学校の学校文化を築き上げていくことの重要性はもちろんですが、閉校することとなる現中学校について、各学校の足跡を後世にしっかり伝えていくことも大切であるといった御意見をいただいているところです。

統合を進めるに当たりましては、そのほかにも配慮を必要とする事項や調整を必要とする事項が様々あることから、今後立ち上げることになる統合準備委員会や開校準備委員会において、関係者の皆様の御協力をいただきながら、よりよい形で統合中学校、統合小学校が開校できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 御答弁ありがとうございます。それでは、私のほうから再質問していきたいと思えます。

まずは、新規就農者への支援ということでお聞きしたいと思います。今年度から新たな支援策として親元就農支援交付金が始まったということでしたが、この親元就農に関する支援というのは、農業委員会からも要望ありましたし、私のほうからも何度か御要望させていただいたことがあったかと思えます。こういった形で実現したことに対しては大変うれしく思うところではありますが、まだまだこの制度についての知名度というか認知度が低いのではないかと感じているところですが、この募集状況、応募状況についてはどのようなものであったのか、そして周知方法としてはどういった形で行ったのか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 現在、既に3名の方にそうい

う方がいらっしゃるとお聞きしております。

それで、周知をするには、単に激励金をお渡しするだけではなく、いろいろPRする手法も大事だと思っております。そういう中でお集まりいただいて懇談するような場も考えながら周知し、この制度を米沢市としても、しっかりと親元就農者の方を御支援するという意味も込めて、そういうPRを兼ねて実施していきたいと思っております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) ちょっと聞き取りのときにお伺いしたときには、なかなか親元就農された方の情報を得るのは難しいというお話もお聞きしました。地域農業の実情に詳しいのは農業委員会の方だと思いますので、そういった方々と連携して、ぜひ周知に努めていっていただきたいと思えます。

私も、実は20代の頃に会社員を辞めて農業をしていたことがあります。新規就農しようと思ったときにどこに相談していいのかわからない、どういった支援があるのかわからない、そういったことが分かりませんでした。ホームページを見ても、今もそういった情報というのはなかなか分かりづらい状況であるかと思えます。そのあたり新規就農者の相談窓口はどちらになりますか、お伺いいたします。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 現在、新規就農の窓口いろいろありますけれども、それを御紹介いたしますと、新規就農の御相談であつたり各種補助事業の窓口は農政課になります。

一方で、認定新規就農者や農地の御相談は農業委員会、また、生産技術に関する御相談については県の置賜総合支庁の農業技術普及課など、さらに、移住されて新規就農されたいという方については、地域振興課が移住の部分での窓口になるなど、そういうふうになんかいろいろな窓口があつて、確かに今お話がありましたように、なかなか分かりづらいという部分は私も感じたところです。

このため、今年度、新規就農の御希望の方が相

談しやすい窓口体制にするにはどうしたらよいのかと、農政課が中心になるのかどうかも含めてなのですが、ぜひそれには置賜総合支庁などそういう機関にも入っていただいて、改善に向けた協議をしていきたいと思っていますところ。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) ホームページであったり、農政課の窓口「新規就農者相談窓口」といった表示をするだけでもイメージが全然違うと思いますので、そういったことも含めてやっていただければと思います。

今産業部長がおっしゃったように、新規就農の相談というのは様々で、例えば農機具を買いたいという場合であれば金銭的なサポートが必要ですし、農業技術を学びたいという場合は研修先であったり先輩農家とのマッチング、そういったことも必要になってくると思います。

また、今度、農地を取得したいとなれば農業委員会でありまして、移住してきた方であれば住居を探さなければなりませんので、そのときはまた違う部署というように、様々なところに行かなければならないと思います。

そこで、自治体によっては、そういったサポートを一括でしてくれる窓口、そういった自治体もありますが、本市はそういった状況になっているかどうかということをお聞きしたかったのですが、今答弁の中で、まだそこが足りていないという認識はあるようですので、しっかりとそのあたりを、様々な部署、あるいは県や農協、そういったところと連携しながら構築していただければと思います。これは要望にさせていただきたいと思います。

次の質問になりますが、この定例会でも女性活躍ということが話題になっていましたが、農業分野では女性の力が欠かせません。最近では、軽作業だけではなくて、女性の方がトラクターであったりコンバインであったり、そういったものを運転される方もいらっしゃいます。ただ、女性ということもあって、技術が未熟なために危険性を伴

う場合もあります。

実際に3年前に県内で、代かき中のトラクターに同乗して奥さんに操作方法を教えていた旦那さんが、落下して代かきローターに巻き込まれ死亡するといった痛ましい事故も起きております。そういったことを考えたときに、事故を防ぐためにも女性向けの講習会、そういったことも必要ではないかと思うわけですが、こういった講習会をしたことがあったのかどうか、その点伺いたいと思います。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 操作などの研修会につきましては、米沢市独自では行っておりませんが、置賜総合支庁、そして置賜の3市5町、あとはJAなどの関係団体で組織します置賜農業振興協議会では、令和2年度から、女性農業者や農業の初心者、あとはシニア農業者のための機械操作研修会を開催しているところ。

今お話ありましたが、確かに特殊な操作を農業機械は必要としますので、重大な事故につながる可能性も非常に高いと思います。そういう研修については、非常に事故防止の観点からも大事だと思いますので、改めて関係機関と連携しながら、そういう取組についてさらなる充実ができないか考えていきたいと思っています。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) ぜひよろしくお願いたします。女性だからということではなくて、多様な担い手を確保していくということを考えていけば、定年退職した方であったり、あるいは他の業種から転職した方であったり、そういった方々が参入してくるような窓口を広げてあげることが必要ではないかと思っていますので、市のほうでも、農業委員会、そしてJAあたりと連携して、そういった取組をぜひしていただきたいと思っています。

また、労働力を確保するという意味では、昨日もありましたが、最近では、自治体の職員——農作業に限定してですけれども、副業を認めるとい

う取組も増えていきます。農作業はスポット的に労働力が必要になるために、県でもアプリを活用して、生産者と働き手を一日単位で結ぶ「やまがた農業ぶちワーク」といった取組を令和3年度から開始しています。

本市でもすぐに導入というわけにはいかないかもしれませんが、まずは農家に対して、いつ、どんな時期にどういった作業、需要があるかといった調査であったり、また、職員に対してもそういった意欲があるかどうか、そういった調査をしてはどうかと思うわけですが、そのあたりどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 自治体職員の副業制度については、導入する自治体、確かに新聞でもよく見るところです。市でも、今お話ありましたが、農業者の皆様から御意見をお聞きし、例えばどういふような農作業における人手の確保のニーズがあるのか、そういうものは機会をつくって調査をしていきたいと思えます。

また、庁内についても、さきの御質問にもありましたけれども、それについても併せて考慮しながら調査をしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) ぜひよろしくお願ひいたします。

続いて、有機農業産地づくりについてお伺ひいたします。

有機農業の先進地としては、千葉県いすみ市がよく知られておりますが、米沢有機農業産地づくり推進協議会のほうでも2月、視察に行かれたとお聞きしております。栽培技術に関しては、本市とは、気候であったり、そして土壌も違いますので、単純に導入するのは難しいかもしれませんが、市長をトップとして、市全体で一体となって取り組む体制であったり、学校給食に導入したり、そして販路を確保したり、そういった部分で見習う

べき点が多いと思えます。

その中でも、いすみ市は、「人もコウノトリも住める」といった言葉をキャッチフレーズにして、コウノトリが住める環境づくりを目指して有機農業が推進されてきました。有機農業はあくまで手段であって、普及させることが目的ではないと思えます。目指すべきはその先、自然と共生できる社会づくり、これを目指すことが本当の目的だと思うわけですが、そういったことを考えたときに、米沢市でも市民全体が共有できるような、こういう分かりやすい目標、ビジョン、そういったものが必要だと思えます。

例えば、本市では鬼面川の蛍が有名ですが、我が家でも有機栽培の田んぼの近くには蛍を見ることが出来ます。ぜひ市内全体で、「蛍が見える米沢市を目指しましょう」、そういった分かりやすいビジョンであったり目標を設定していただきたいと思うわけですが、その点どのようにお考えかお伺ひいたします。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 今お話をお聞きいたしまして、ビジョンというよりは、どちらかというと分かりやすいキャッチフレーズ的なものかなと思ったところであります。

ただ、オーガニックビレッジ宣言の目指すところではありますが、つまるところは生産と加工、そして流通、販売、消費という地域内の循環、それを米沢市内で構築することがまず最大の目標だと思っております。

そのためにも、昨年つくりました実施計画では、具体的な5年後の数値目標として、有機農業の取組面積であったり販売数量、あとは取り組む農業者の皆さんの人数などを掲げておりますので、そういうところを目標に進めていきたいと考えております。

ただ、今、分かりやすいキャッチフレーズについては、お聞きしてなるほどと思えましたので、それについてもぜひ考えてみたいと思ったところ

です。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) そうですね、関係者以外でも身近に有機農業を感じていただきたいという趣旨でお伺いしたわけですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

この有機農業の産地づくりを進めるためには、教育、特に学校との連携も必要になってくると思います。令和3年度からは、本市でも学校給食に有機米を提供していただいていますし、今年度からは、米沢総合卸売センターの保育施設「キッズピーパル」のほうでも給食に提供していただいているとお聞きしております。

また、生産者が学校に訪問しての講話も行ってありますが、子供たちの体験として、なぜ有機農業が必要なのか、そういったことを学ぶ機会が必要だと思います。

私は、たまたま有機農業が身近にあった環境にいたわけですが、ちなみに私の名前は悠生というのですが、親がそこに思いを込めて名づけたと言えればよかったです、残念ながら関係はないそうです。

その話は置いておきましても、さらに子供たちの理解を深めるためにも、生き物調査のような環境学習、こういったものをぜひ授業に取り入れていただきたいと思います。そうしたことが、SDGsの推進であったり、ゼロカーボンシティの実現にもつながるものだと思いますので、ぜひやっていただきたいと思いますが、これは教育委員会にお伺ひしたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 子供たちの学習の中でも、自然を大切にするとか、あるいは自分たちが食べているものを作っている、生産されている方々のお話を聞くなんていう機会は、本当に生きた教材だと思っています。

今、有機農業の大切さを子供たちにとということ、子供たちが触れる学習機会としては、生活科、

理科などの授業でも様々触れる機会があります。校外学習につきましては低学年中心ですので、安全面や学習内容との関連性と照らし合わせながら進めていくことになるかと思いますが、今、議員おっしゃったように、生産者の方から有機米を入れていただく際にお話をお伺ひする機会もございますので、ぜひそのお話の中で子供たちが理解できるような、生き物が増えてきているとか生息可能とか、そういった具体的な例も挙げながら、有機農業のよさについてさらにお話いただければ大変ありがたいと、そのように思っております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) ぜひ検討していただきたいと思います。

続いて、学校給食における地産地消の推進についてお伺ひします。

地産地消を進めるためには、地場産野菜の供給量の確保、先ほど重量野菜が不足しているという話もありましたが、実際に調達したときに、不足したとき調整するといったことが課題になってくるのではないかと思います。現在でも、地場産農産物供給事業を米沢青果株式会社のほうへ委託して行っているという先ほど御答弁もありましたが、まず、この事業内容をもう少し詳しくお聞きしたいと思います。特に、どういった優先順位で地場産の野菜を調達しているのかお伺ひしたいと思います。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 地場産農産物供給事業では、米沢青果株式会社が、各生産者の組合員の皆さんとの調整、そして各学校からの共同購入品の受注、当然その際、必要数量が出てきますので、それをいろいろ手配して確保するということです。

また、場合によっては変更数量が出てきますので、それへの対応であったり、加えて、なかなかここはお気づきにならない方もいらっしゃると思いますけれども、地域産の農産物の普及促進、そういう意識を持って取り組んでいただいていると

ころでございます。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 今、地域農産物の普及促進というお言葉がありましたけれども、給食への農産物の提供に関しては、今、市内の若手農家の中でも、ぜひ提供したいという意欲が高まっております。

まず、米沢青果株式会社も交えて、生産者側は何をどの時期にどれだけ出せるのか、また、調理する側のほうでは、形がふぞろいであったり、土がついていたり、そういったことにも対応できるのかどうか、そうしたことをお互いが話し合う場が必要だと思っておりますが、そのあたりどのようになっているかお伺いしたいと思います。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 地産地消を推進し拡大していくためには、今お話ありましたけれども、生産者の方、そして学校関係者が集まって協議していく場は不可欠だと思っております。

先ほど申し上げましたけれども、いろいろな調整については、地域に根差した市場の運営を行っている米沢青果株式会社、こちらが中心的な役割を担っていただいておりますので、当然そういうところにも入っていただき意見交換を行うと。

そして、先ほども申し上げましたけれども、ジャガイモやニンジンといった重量野菜については、生産者部会の体制が整っていないということから対応し切れていない農産物もありますので、そういうものも含めて、さらに品目を拡大するためにはどういうふうにしたらいいのかということを考える上でも、この協議する場というのは必要だと思っております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 既に枠組み自体はあるわけですので、さらに皆さんと意見交換をしながら、ぜひいい方向に進めていただきたいと思います。

続いて、田んぼアートについてお伺いしたいと

思います。

要因としては、展望台の老朽化だけではなくて、様々なものがあって今回終了という判断に至ったことは理解しましたが、田んぼアートが今年で終了ということで県内ニュースにも取り上げられました。そういったことから、市内外から惜しむ声が聞こえてきていますが、この田んぼアートは、農業振興のみならず観光面でも大きな本市の資源であると考えますが、改めて産業部にお伺いしますが、この田んぼアートの終了を惜しむ声、これをどのように捉えているのかお伺いしたいと思います。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 田んぼアートにつきましてはさきにお答えいたしましたけれども、市内だけではなくて県外、具体的には宮城県であったり福島県、東京都、そういう遠いところからも泊まりがけで来ていただいているという実態もあって、単に農作業の体験だけではなくて、米沢市の交流人口にもつながる貴重な事業だと思っております。

しかしながら、先ほども申し上げましたけれども、十分な眺望が確保できないという中で、今後、新しい場所を探すというふうになりますと相当のいろいろな調査も必要ですし、何よりも地域の方に御協力いただけるのかというふうな部分、盛り上がりも大事だと思います。そういうところも全体を考えながら、まずはちょっと、本当にやむを得ず一旦終了させていただくということで協議会の中で決まったところでありますので、よろしくお願ひします。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 今、本当に産業部長がおっしゃったように、継続していくためには地域や関係団体との連携をしっかりと構築していくことが重要だと思います。

例えばなのですけれども、現在、山上地区で最上川源流よねざわ紅花プロジェクトが行われてい

ますが、紅花畑の近くで田んぼアートをすれば新幹線からも見えますし、これまでのように展望台を常設する必要もありませんので、これまでのやり方にとらわれないような、そういった新たな発想で、いろいろな方面から復活する道を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 今、山上地区のお話ありましたが、それ以外にも大変惜しむ声ということで、例えば「うちのこういうところでできないか」とか、そういうお申出といえますか御相談も来ているところです。まず、そういうところも考えて、どういう波及効果が生まれるのか、そういう部分も含めてお時間をいただきたいと思ったところです。よろしくをお願いします。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) ぜひ復活していただきたいと思いますので、そのあたり強くお願いしたいと思います。

続いて、米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画についてお伺いしたいと思います。

中学校の学区が変わることで、これまで同じ小学校から別々の中学校に分かれていた子供たちが、同じ中学校に行けるということで歓迎する一方で、少なからず混乱も生じるのではないかと考えております。

例えば興譲小からは、現在一中、二中、そして四中へと進学するわけですが、令和8年度からは第一中学校に全員が進学することになります。兄弟がいる御家庭では、下の子は興譲小学校を卒業して一中に行くのに、上の子は一旦四中に行ってから、途中から(仮称)北中に行くといったケースも考えられると思いますが、こういった場合、具体的にどういった対応を考えていらっしゃいますか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 想定している中学校の学区の変更につきましては、令和8年度に中学校に

進学をする子供たちから、一つの小学校から一つの中学校へと進むことができるように、複数学校に進学をしている小学校につきまして、中学校の学区変更をしようとする計画になっております。

例えば、令和6年度興譲小から第四中学校に進学するお子さんの御兄弟が、令和8年度に中学校に進学すると。その場合、原則としては、令和6年度に四中に進んだ上のお子さんについては、3年生になる段階で(仮称)北中へそのまま移行します。令和8年度中学校へ上がる御兄弟につきましては、その時点で学区が変更となりますので、第一中学校へ進むという計画になっております。学区の変更年度をまたぐということで、御兄弟で別々の中学校の1年生と3年生の在籍という御家庭が発生するというところです。

学区の変更を行う際には、特定の年度をもってどこかで変更せざるを得ないということから、そのようなことが生じるという現状につきましては、何らかの経過措置を講じる必要があるという認識をしております。

今、御説明しました事例の場合につきましては、学区の特例措置の対象とすることによりまして、御兄弟が同じ中学校に進学ができるような準備をしていきたいと考えているところです。

具体的には、上のお子さんが令和6年度中学校に進学する際に四中進学となるところを、2年後の御兄弟の進学することになる同じ一中へ進むことができる、そのようなことが可能になるような特例措置というのを現時点では想定しているところです。

ただ、御兄弟全てにそのような形ということではなくて、あくまでも御家庭の御希望によって、申請によって、そのような進学の方法についても、選択ができるような準備をしていきたいと考えております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) ぜひそのあたりは柔軟に対応していただきたいと思います。

先ほど教育長のほうからもありましたが、統合することによって、中学校だけではなくて小学校でも学区が広がります。私も六郷小学校の地元代表者協議会のメンバーになっていますが、その中で保護者が多く気にかけているのが通学方法です。通学距離が長くなればスクールバスで対応することが多くなるかと思いますが、通学方法については今後地域と協議していくということでしたが、1台の車両の運行距離が長くなると乗車時間が長くなる。場合によっては授業に遅れる、そういったこともあるのではないかと思いますので、それを防ぐためには、市内全体で相当数の台数を確保しなければならないと思います。

そうなりますと心配なのが、運転手の不足です。隣の川西町では、スクールバスの運転手の確保に頭を悩まされているそうですが、そのあたり市の教育委員会としてはどのように認識しておられるのか、また、そういった場合に備えて今から運転手を確保する必要があるのではないかと思います。その点についてお伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 今お話しのとおり、本市におきましても他市町と同様に、バス輸送に関しての人材不足という状況が生じているというのは承知しております。

しかしながら、統合を進めていく上では、スクールバスの活用は欠かすことができないということもあります。非常に重要な要素でありますので、今後、統合準備の作業において、スクールバスの運行形態、あるいは車両調達の在り方、先ほど台数なんていうところもございましたが、そのようなところ複数の選択肢を想定しながら、実施可能な方法について見極めていきたいと考えております。

また、検討に当たっては、市内に所在しますバス事業者の方々などとも適宜情報交換をしながら、取り組んでまいりたいと思っております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 将来的には、運転手を確保するために、除雪車のオペレーター育成事業のような、そういった大型二種免許の取得補助、そういった事業も必要になってくるのではないかと思いますので、長期的な目線を持って早めに対応していただければと思います。

続いて、小学校統合についてお伺いしたいと思います。

次の小学校の統合は、広幡・塩井・六郷の小学校の統合になるかと思いますが、小学校なのでこちらは制服がありませんが、共通のものとして体操着があるかと思いますが。今の小学校2年生からは、もう既にこの統合小学校に入る予定になるかと思いますが、この体操着のほうの切替えというのは、いつから購入できるようになるのかお伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 広幡小、六郷小、塩井小の(仮称)統合小学校につきましては、令和9年度の開校を目指して現在準備を進めております。

子供たちの体操着、6年間、非常に成長が著しい時期ですので、おおむね4年生頃には買換えが多くなるという捉えもしております。

統合小学校として、新しい体操着の着用については、現在の2年生が買換えの時期に当たります令和7年度からの購入に向けて準備をしていきたいと考えております。

なお、子供たちの成長には個人差がありますので、買換えの時期にも様々な差があることから、移行期間なども設けまして、できるだけ弾力的に統合前の小学校の体操着の着用についても取り扱っていききたいと考えております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) ばらばらではなく、周りと同じものを着せたいと思うのが親心だと思いますので、そのあたり早めに対応していただけるようですので、その点は非常に安心したところで

あります。

もう1点お伺いしたいのですが、この統合小学校、今まで仮称ではありますが、広井郷小学校と呼んでいます。これ正式名称としては、どのようなプロセスを経て決まるかどうかお伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 (仮称) 統合小学校の学校名につきましては、この後、公募を原則として考えているところです。時期的なところとしては、様々その後の校章、あるいは校旗など準備もありますので、令和6年度あたりまでには遅くとも公募をして決めていきたいと考えておるところです。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) その点についても分かりました。体操着や校名については、保護者の皆さんも非常に興味、関心があるところだと思いますので、できるだけ早めに小まめに情報発信していただければと思います。

また、統合に向けては事前に子供たちの交流事業を実施されるようですが、それに加えて保護者の交流事業も予定されているようです。具体的に、この保護者の交流事業はどのようなものをおられるのか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 子供たちの交流につきましては、これまでの経緯でいいますと、統合前2年間を使って交流をしておりました。保護者に関しましては、これまでのところはコロナ禍もありましてなかなか実現できませんでしたが、やはり大事なことだと思いますので、PTAの役員を中心に様々な形を検討しながら、保護者の交流についても進めていきたいと思っております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○12番(古山悠生議員) 私からもう少し加えて申し上げたいのが、保護者だけではなくて、運動会のように子供から大人まで地区ぐるみで交流で

きるような、そういった事業も必要なのではないかと思っております。

6月の第1週の日曜日には各地で運動会がされて、大変盛り上がったようです。また、以前にも申し上げましたけれども、土屋教育長が広幡小学校に勤務されている頃に、中学校に上がる前に3つの小学校の児童たちが交流を深めるために「なかよし運動会」、そういったものを開催していただいたことも覚えております。そういったことも考えますと、これから広井郷地区は一つなのだ、そしてそこに一つの小学校ができるんだといった意識を持ってもらえるような取組、地域ぐるみの事業が必要だと思いますが、そのあたりのきっかけづくりをぜひしていただきたいと思っております。当時の保護者の方も今日ここにいらっしゃいます。ぜひ、そのあたり教育長のお話でお答えいただいて終わりたいと思っております。

○相田克平議長 土屋教育長。

○土屋 宏教育長 今後3校の統合に向けて、地元代表者協議会の意見書を受けて、統合準備委員会が開かれていくと思います。そのところで、統合までの子供たちや保護者の方の交流について話し合いもされると思いますけれども、ぜひ皆さんで知恵を出して、3校の子供たちの交流、保護者の交流、そして親子の交流、さらには地域の方々も一緒になっての交流を考えていただきたいと思います。

かつて南原小学校と関小学校が一緒になる前の年、子供たちと先生方の思いで一緒に運動会もしています。ですので、もともと広井郷地区の方々には仲のいい地域でありますので、ぜひそういったことで地域の方も巻き込んで、みんなで仲よくなって開校を迎えていただければというふうに応援していますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○相田克平議長 以上で12番古山悠生議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時13分 休 憩

午後 3時14分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に進みます。

日程第2 議第45号令和5年度米沢市一  
般会計補正予算(第4号)外1  
件

○相田克平議長 日程第2、議第45号令和5年度米  
沢市一般会計補正予算(第4号)及び日程第3、  
議第46号令和5年度米沢市水道事業会計補正予算  
(第1号)の議案2件は、議事の都合により一括  
議題といたします。

この場合、市長から提案理由の説明を求めます。  
中川市長。

[中川 勝市長登壇]

○中川 勝市長 ただいま上程になりました議第45  
号及び議第46号の両案件について説明いたします。  
議第45号令和5年度米沢市一般会計補正予算  
(第4号)は、エネルギー・食料品価格等の物価  
高騰対策に要する経費など、緊急に補正を必要と  
する事業費として3億6,803万6,000円を増額補正  
しようとするものであり、この結果、補正前と合  
わせた一般会計の予算総額は416億3,796万4,000  
円となります。

主な補正内容を説明いたしますと、民生費にお  
きましては、障がい者及び高齢者福祉施設燃料費  
等助成金のほか、保育施設等光熱費高騰緊急支援  
補助金などとして3,239万5,000円を、衛生費にお  
きましては、物価高騰対策水道料金軽減に伴う水  
道事業会計への負担金として1億4,420万1,000円

を、農林水産業費におきましては、畜産飼料価格  
高騰対策支援事業費補助金として2,399万円を、商  
工費におきましては、プレミアム付き商品券事業  
負担金として1億6,200万円を増額補正しようと  
するものであります。

これらに伴う財源といたしましては、特定財源  
として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生  
臨時交付金を含む国県支出金を増額補正するほか、  
一般財源として、財政調整基金繰入金を減額補正  
しようとするものであります。

次に、企業会計であります。議第46号令和5  
年度米沢市水道事業会計補正予算(第1号)につ  
きましては、物価高騰対策として本年7月から9  
月までの3か月分の水道基本料金を減免するに当  
たり、システム改修費用などを増額補正しようと  
するものであります。

以上、提案いたしました両議案につきまして、  
よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い  
申し上げます。提案理由の説明といたします。

○相田克平議長 ただいまの市長説明に対し、総括  
質疑を許可いたします。御質疑ありませんか。2  
番成澤和音議員。

○2番(成澤和音議員) ただいま追加の補正予算  
が上程されました。中身を見てみますと、水道料  
金の減免であったり、愛の商品券事業であったり、  
市民生活により密着した補正予算になっておりま  
す。

財源に関しましては、昨年に引き続き新型コロ  
ナウイルス感染症対応の交付金を活用してという  
ことでしたが、先月報告あったとおり、本市に関  
しましては、昨年度、新型コロナウイルス感染症  
対応の交付金に関して不用額が発生しまして返還  
した経過がございました。本来であれば市民の皆  
様に使えたお金を、不用額として返還してしまっ  
たということは非常に残念でなりません。

今回、また新たに補正予算が組まれるわけだ  
けですが、そこをどういうふうな教訓を生かして、今後  
この交付金に関して活用していけるものなのかお

伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 市の財政を預かる者として、常日頃、経費節減、財源確保などを呼びかけておきながら、令和4年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象事業費が、交付限度額を下回るということとなり、まさにじくじたる思いでございます。

この令和4年度のいきさつについては全庁的に共有しております。今後、交付金の交付対象事業の実施状況の確認を適時的確に行った上で、決算見込額の精度を高め、事業費が交付額を下回らないよう調整を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○相田克平議長 2番成澤和音議員。

○2番（成澤和音議員） 今週も報告いただきましたが、中には個別の事業で、決算の締切りが12月とか1月交付対象という事業があるわけなのです。ここがあれば不用額が出てしまうと思います。見込額に達しませんでしたと。さらには、条件が今回厳しいと思います。例えば物価高騰であれば、対象となるもののうちどちらか基準が低い額、低いほうを交付額とするといった制度となれば、申請しにくいとか見込みより下回る、それは十分可能性あると思いますが、どういうふうに生かしていくのですか、お伺いします。

○相田克平議長 神保総務部長。

○神保朋之総務部長 委員からも先日そのような御意見いただきまして、ただいま、そちらのスキームにつきまして細かく検討している最中でございます。予算特別委員会などにおいて、その辺の説明もできるように現在準備しておるところですので、そちらのほうをお待ちいただきたいと思います。

○相田克平議長 2番成澤和音議員。

○2番（成澤和音議員） ぜひ伺いたいと思います。

市長、最後にお伺いしたいと思います。私、市

長が県議会議員時代のお言葉を思い出しました。よく意見交換会している際に、支援金であったり交付金であったり、そういった際は条件が厳し過ぎると市長も言うておられました。パッケージとして交付したほうがいいのではないかとこのころを今回のことで思い出しました。

米沢も今同様の状況だと思います。コロナ禍で非常に苦しい状況の中、各施設においても物価高騰している中で、条件がいっぱいあるわけです。その条件を照らし合わせると、限度額を申請しようと思ったけれども、実際には対象外になってしまったりとか、そういった状況があると思いますので、よりどこに向かって発信をしていきたいのか、そこを査定しながら、これから予算のほうをつくっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○相田克平議長 中川市長。

○中川 勝市長 昨年度の交付金が余ってしまったというものについては、非常に私もがっかりしておりました。それで、どうしてそういう状況になったのかということ、しっかり担当者と協議させていただいたところであります。

そういった中で、制度設計的なものもあったでしょうし、また、いろいろ期限的なものもあったのかもしれませんが、また、種類によっては、そういう時限的なものもあったのかもしれませんが、しかし、目的が限られておるわけでありませぬ。使用目的が。そういった中で、本市としてどのように助成していくか、交付していくかということについては、不用額が出ないような対応というものは心がけていかなければならないと思ひますし、また、そういうものが出てきそうになった場合の対応についても、どのようにできるのかということについても、もう対応を指示したところでもありますので、これからこのようなことがないように、しっかりと財政運営、交付金活用を進めてまいりたいと、このように考えております。

○相田克平議長 ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 なければ、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、会議規則第37条第1項の規定により、配付しております議案付託表（追加）のとおり、所管の委員会に付託いたします。

所管の委員会は、会議日程により慎重審査の上、来る6月28日の本会議にその結果を報告願います。

.....

散 会

○相田克平議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3時24分 散 会